

第8回米原市男女共同参画審議会次第

平成30年12月14日(金) 午後2時半～
米原市役所米原庁舎 2階 会議室2A

開 会 (14:30)

1 部長あいさつ

2 審議事項

(1) 第3次男女共同参画推進計画における進行管理について

- ・ I-1-② 女性自治会役員を選任
- ・ I-3-① 審議会・協議会委員を選任
- ・ I-3-① 女性人材バンク

3 その他

(1) 米原市人権総合センター指定管理者制度更新について
(男女共同参画センターを含む施設の更新概要)

閉 会 (16:00)

第8回米原市男女共同参画審議会 資料一覧表

【事前配布資料】

- 資料1 次第
- 資料2 米原市男女共同参画審議会委員名簿
- 資料3 第3次男女共同参画推進計画進行管理調査票

【当日配布資料】

- 資料4 自治会の女性登用に関する資料

米原市男女共同参画審議会委員名簿

平成30年12月1日現在

氏名	性別	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	男	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
すずき さちこ 鈴木 幸子	女	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
きたむら かずこ 北村 和子	女	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つかだ たかこ 塚田 多佳子	女	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
やまぐち えみこ 山口江美子	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
いわわき あけみ 岩脇 明美	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
わたなべ ゆう 渡部 優	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
きたむら きの 北村 きの	女	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(4)市長が特に必要と認める者
いしかわ みちこ 石河 美千子	女	米原市人権教育推進協議会	(4)市長が特に必要と認める者
おがわ しげみ 小川 重美	女	米原市男女共同参画センター	(4)市長が特に必要と認める者
かつら こうじゆん 桂 晃潤	男	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(4)市長が特に必要と認める者
みなみ ふみお 南 文雄	男	米原市社会福祉協議会	(4)市長が特に必要と認める者
おくむら よしはる 奥村 義治	男	保育幼稚園課長	(4)市長が特に必要と認める者
きたむら ともこ 北村 智子	女	米原近江地域協働課長	(4)市長が特に必要と認める者
かわせ なおつぐ 川瀬 直亜	男	商工観光課長	(4)市長が特に必要と認める者

事務局

人権政策課	部長	山田 英喜
	課長	西澤 温子
	課長補佐	三條 秀行
	主幹	宮崎 幹也
	教育主幹	嶋田 義孝
	主事	坂 貴志
	臨時	堀 顕成

第 3 次米原市男女共同参画推進計画
進 行 管 理 調 査 票

〈平成 30 年度〉

米原市男女共同参画推進計画～ハートフルプランまいばら 21～

ひと ひと

女と男がともに認めあい 互いに自分らしく いきいきと暮らせるまち

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-①	地域における男女共同参画意識の向上

推進計画 P12

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-1-① I-2-① 広報啓発事業	平成28年度に策定した第3次男女共同参画推進計画を広く周知するために、広報誌やケーブルテレビなどを活用し、啓発を実施する。	「男女共同参画週間(6/23～29)」について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、CATV行政放送「伊吹山テレビ」による啓発を年1回以上行う。平成27年度に行った男女共同参画市民意識調査の結果についても広報を行う。 「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 人権政策課調査 28.3%(27年度)⇒20.0%(33年度) 市の調査 27.1%(28年度)⇒25.3%(29年度) 1.8%減	H29年度実績 25.8% (市の調査) 人権政策課調査 H27年度実績 28.3% 市の調査 H28年度実績 27.1% H29年度実績 25.8%	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 人権政策課調査 H33年度目標 20.0% 市の調査 H30年度目標 23.0%	「男性は仕事、女性は家庭」と考える性別役割分担意識が依然根強く現れており、各種啓発を実施することにより、固定的な役割分担意識の払拭に努める。	市民に対して各種週間を啓発、標語を募集することで、男女共同参画への理解、関心を深めることが期待できる。	2:継続	人権政策課
I-1-① I-2-① 女性活躍推進フォーラム	自治会などの地域活動において女性が参画しやすい仕組づくりの構築や、企画立案への積極的な参画を促すための講演会・ワークショップ等を開催する。	男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H27年度開催回数 5回 H32年度目標 8回	男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H25年度～29年度開催回数 5回 男女共同参画に関する講演会の開催 H29年度 開催日 9月9日 講師 白井文 (ドーン財団 業務執行理事)	米原市人権教育推進協議会や生涯学習課と連携し、きらめき人権講座などの中で講演会を開催する。 男女共同参画に関する講演会の開催 H26年度～H30年度の開催目標回数 6	フォーラムのアンケート結果では肯定的な意見が多い反面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要になります。	男女がともに、多様な生き方ができるようにするため、様々な学習機会を提供し男女に関わらず各年代に応じた学習ができることで地域活動などへの女性の参画が促進できる。	2:継続	人権政策課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり

推進計画 P13

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-1-② 女性自治会役員 の選任	米原市各自治会の自治会役員 (自治会長・自治会長代理)への 女性の選任について啓発を行う。	各地域における自治連絡協議会 の場やまちづくり実行委員会設立 に向けたヒアリング時に女性役員 登用に向けた啓発を行う。 市内自治会における女性役員登 用自治会数 H26年度実績 3自治会 H27年度実績 3自治会 H28年度実績 5自治会 H29年度目標 10自治会	(H30年4月1日の自治会体制) 市内自治会における女性役員登 用 自治会数 4自治会 役員数 5人	各地域における自治連絡協 議会の場やまちづくり実行委 員会設立に向けたヒアリング 時に女性役員登用にに向けた 啓発を行う。 市内自治会における女性役 員登用自治会数 H30年度目標 10	自治会長に、県下の女性役員 登用数や必要性等を伝えるが、 実数には結びついていない状 況である。	自治会の女性役員の割合を 増やすことにより、自治会の運 営・方針決定の場において、女 性が参加・発言しやすい環境 づくりにつなげることができ、い ろいろな意見が反映されたより 良い自治会運営となることが期 待できる。	2:継続	地域協働課
I-1-② 市民活動団体 支援	・市内の市民活動団体の連携(横 のつながり)を深める。 ・市民活動団体の活動や市民活 動に役立つ情報の提供。 ・協働の推進。	・まいばら協働事業提案制度によ るH30年度分の提案事業の募集 ・平成28年度の採択事業の実施 支援 ・市民活動等の情報を提供する 「まちづくり通信」の発行 地域まちづくり活動への参加 (NPOや市民団体として)の女性の 参加割合 H29年度目標 6.6%	・まいばら協働事業提案制度によ るH30年度分の提案事業の募集 を行った。 11事業(自由提案型:7、行政 テーマ型:4) ・平成28年度の採択事業の実施 支援を行った。	・まいばら協働事業提案制度 によるH31年度分の提案事業 の募集 ・平成29年度の採択事業の 実施支援 地域まちづくり活動への参加 (NPOや市民団体として)の 女性の参加割合 H30年度目標 7.0%	・まいばら協働提案の募集をす る上で市民団体から自由なテー マでの提案はあるが、行政側か らの課題としてのテーマが出に くいことと、出してもらった行政 テーマに対して協働でやりたい という団体がない。 ・同様の制度が多数あるため、 提案者側からどの制度が適切 なのか判断ができない。	・まちづくり通信の発行や協働 事業提案制度によって、まちづ くりに参加・参画するきっかけや 接点を作っている。仕掛けや雰 囲気をつくり出すことで、誰も まちづくりに関与いただくこと ができる。	2:継続	地域協働課
I-1-② ボランティア育 成事業	手話奉仕員養成講座を開講し、手 話奉仕員の養成を行う。	入門・基礎編を隔年で開催してい るため、基礎編を開催する。 手話奉仕員養成講座の受講修了 者の男性の割合 H29年度目標値(120人) 手話奉仕員養成講座の受講修了 者の男性の割合 H26年度実績 117人 (うち男性の割合16%) H27年度実績 137人 (うち男性の割合17.7%) H28年度実績 120人(男性24 人) (うち男性の割合20.0%)	H29手話講座(基礎編)修了者 16人(男性0人) (うち男性の割合0%) 手話講座修了者(延べ人数) 136人(男性24人) (うち男性の割合18%) 男性の受講修了者は増えなかつ た。	H30手話講座(入門編)修了 者 14人(男性3人) (うち男性の割合21%)	隔年で入門・基礎を交互に開催 しているため、手話学習を始め たくても入門講座の開催と合わ ない場合がある。	手話がができる男性が増え、男女 差の縮小につながる。	2:継続	社会福祉課
I-1-② まなびサポー ター制度	地域で様々な知識や経験、技能 を有した人をまなびサポーターと して人材登録し、各種団体や学校等 からの要請に応じてサポーターの 派遣を行う。	まなびサポーターの更新を行う。 また今年度新たにまなびサポー ターの募集を行い、登録数の増加 を図る。 幅広い分野でまなびサポーター の登録をしてもらい、制度の利用 促進と、サポーターの生涯学習の 機会を増やす。 まなびサポーター制度への登録数 H25年度実績 131人 H26年度実績 131人 H27年度実績 135人 H28年度実績 214人 H29年度目標 216人	平成29年度にまなびサポーター の登録者の更新を行なった。(更 新対象者のみ) 平成29年度実績 まなびサポーター登録数 214 人 まなびサポーター活動件数:92 件	まなびサポーターの更新を 行う。また今年度新たにまな びサポーターの募集を行い、 登録数の増加を図る。 幅広い分野でまなびサポー ターの登録をしてもらい、制 度の利用促進と、サポーター の生涯学習の機会を増や す。 平成30年度目標 まなびサポーター登録数 216人 まなびサポーター活動件数 95人	まなびサポーターとしての活 動場所は、現状、出前講座の講 師がほとんどである。まなびサ ポーターとして登録しているが 一度も活動していない場合もあ る。 出前講座以外でもサポーター の知識や技術を発揮できる機会 を創出していく必要がある。	自治会などが地域団体の運営 や活動に、女性が積極的に参 画し、男女がともに個性や能力 を発揮しながら活躍できるよう、 学習活動で得た知識や技術な どをまちづくり活動や地域社会 に生かすことが期待できる。	2:継続	生涯学習課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-②	男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり

推進計画 P13

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-1-② 地域人権リーダー研修会	ハートフル・フォーラムの実施説明と推奨テーマに沿った人権啓発教材の視聴を行い、ハートフル・フォーラム推進のための人権リーダーの育成を行う。対象は、自治会長、人権教育推進員、学校園管理職、市役所管理職である。	地域人権リーダー研修会参加者数 平成29年度:250人 ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中でを行い、平成29年度のハートフル・フォーラムの参考とする。	市民一人一人の大きな学習の機会として、ハートフル・フォーラムを円滑に実施していただくため、その推進役となっていただくリーダーを対象に、地域人権リーダー研修会を開催した。 平成29年度:264人(実績)(6月30日) ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。	地域人権リーダー研修会の参加人数 平成30年度:270人(目標)(8月3日) ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中でを行い、平成30年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。	各自治会でハートフル・フォーラムを実施できるよう、ハートフル・フォーラム事業の分かりやすい説明や実践事例の紹介を研修会の中で、行っていく必要がある。	地域の人権リーダーを育成し、女性を含めたすべての人が参加しやすいハートフル・フォーラムの企画を行うことができる。	2:継続	生涯学習課
I-1-② 女性団体の活動支援	事業費にかかる財政支援、活動支援を行う。女性団体と連携を取りながら、協働のまちづくりを進める。	まちづくり活動に取り組んでいる女性団体に対し、適正な財政的支援、活動支援を行う。	米原市女性の会の活動に対し、適正な財政的支援を行った。	まちづくり活動に取り組んでいる女性団体に対し、適正な財政的支援、活動支援を行う。	女性団体の会員数が減少している。継続的な財政支援、活動支援を行っていく必要がある。	女性の会の活動を通じて女性の視点で、市政やまちづくりへの関心が高まることが期待できる。	2:継続	生涯学習課
I-1-② ルッチまちづくり大学	「地域に根ざす。幸せになる。」をテーマとして、「手を上げる人」・「動き出す市民」を発掘・育成するため、まちづくりの最前線で活躍する講師から、地元で根差した活動を行う実践者まで、多彩な講師陣を揃え、ワークショップやフィールドワークなど多様な講義形態を取り入れる充実した濃厚なプログラムを展開している。	まちづくりの現場で主体的、持続的に動ける人材育成のため「ルッチまちづくり大学」を開講する。企画運営は、市民立大学を志向して「ルッチみらい会議」を中心とした市民主導型で行う。 ルッチまちづくり大学における(市民)自主企画講座の実施件数4件	■市民主導型の企画運営を活発に展開しました(ルッチみらい会議:7回開催)。 ■現役生、卒業生を中心とした新規の市民協働事業団体が立ち上がりました(米原駅西口円形広場「りのべ」ぷろじえくと)。 ■卒業に向けて、実践研究活動を推進しました(「居場所グループ」「おもてなしグループ」)。 ■数値目標等 (市民)自主企画講座の実施:8件 公開講座の実施回数:7件	■まちづくりの現場で主体的、持続的に動ける人材を育成します。企画運営は、市民立大学を志向して「ルッチみらい会議」を中心とした市民主導型で行います。 ■数値目標等 ルッチまちづくり大学における(市民)自主企画講座の実施件数:7件	現場のニーズを反映した実践的な事業内容とするため、「ルッチみらい会議」を中心として、「ルッチまちづくり大学」の企画運営をより市民主導型にするとともに、滋賀県立大学と提携した公募型地域課題研究で得た知見を活かした卒業生の活動支援にも取り組んでいく。	自治会など地域団体の運営や活動に、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組を推進し、男女に捉われないリーダーの育成が期待できる。	2:継続	生涯学習課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-1	地域における男女共同参画の促進
施策の方向	I-1-③	地域での男女の防災活動への参画推進

推進計画 P14

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-1-③ 女性消防団員 制度	平成28年度から女性消防分団を 発足させるため、制度の詳細を決 定し、人員を募集する。	予定人数の任命が行えたため、平 成29年度の募集予定はない。平 成28年度は研修期間としていた が、平成29年度は防火啓発や各 種訓練に参加し、活動を行う。	CATV行政放送「伊吹山テレビ」を 利用した防火啓発や街頭啓発、 応急手当普及員資格取得のため の研修の受講、他市町女性消防 団との交流を行うなど、女性の視 点での活動を推進した。	引き続き、防火啓発等の実施 を行い、女性の視点で活動 する。	消防団の各種活動において、 女性の視点や、女性の特性を 踏まえた活動内容を考えていく 必要がある。	女性消防分団が組織され、地 域で活躍することにより、女性 の視点から見た防災意識の高まり と、女性の地域参加が広まって いくことを期待する。	2:継続	防災危機管理 課
I-1-③ 避難場所、災 害ボランティア 活動の場等に おける男女共 同参画の視点 での配慮	避難場所、災害ボランティア活動 の場等において、男女共同参画の 視点から、全ての人の安全が保て るよう配慮する。	災害時における避難場所や、災害 ボランティアが活動する場などで、 全ての人が安全に活動できるよう、 マニュアル等の整備を進める。	9月3日(日)に総合防災訓練を実 施。実践的な避難所開設・運営訓 練を通じ、マニュアルの改正まで はいたっていないものの、男女共 同参画の視点を意識した避難所 運営訓練を行うことができた。	引き続き、災害時における避 難場所や、災害ボランティア が活動する場などで、全ての 人が安全に活動できるよう、 マニュアル等の整備を進め る。	マニュアル等を作成する際は、 男性側からだけの視点にならない よう、女性の視点や特性を考 えた改正にする必要がある。	災害から受ける影響の男女の違 いに配慮することなどにより、男 女の人権を尊重した安全・安心 の確保につながることを期待で きる。	2:継続	防災危機管理 課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-2	家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進
施策の方向	I-2-①	家庭における男女共同参画意識の向上

推進計画 P17

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-1-① I-2-① ポスター、リーフ等の提出	各種男女共同参画による情報誌・講座チラシを掲出し、啓発を行う。	住民の意識調査で男女共同参画センターの知名度が極端に低いことが判明したので、イベントや事業等チラシを様々な施設や機関に掲示し、認知していただく環境をつくる。	ポスター、チラシ等をS・C窓口や、役所・駅・市内商業施設に掲示し、広く市民の目に触れるよう努力した。また伊吹山テレビも放映依頼した。また、月に1度発行する「S・Cだより」に事業を掲載し啓発に努めた。	様々な方法を駆使し、男女共同参画センターの知名度を上げる。それと同時に、事業や教室のチラシ・ポスターを全市民に行き届くよう努める。	伊吹山テレビや広報・S・Cだよりは全ての住民が熟視しない傾向にあるため、周知を徹底する方法を模索する必要がある。	県や市が男女共同参画についてどのように取り組んでいるか、どのような施策や計画があるかを知ってもらう機会ができる。男女共同参画関連のイベントの周知により、講演会などの参加者増員を図ることができる。	2:継続	男女共同参画センター
I-1-① I-2-① 男女共同参画に関する講演会等の開催	男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催し、地域における男女共同参画意識の向上を図る。	ルッチまちづくり大学の公開講座として関係団体との横連携により、男女共同参画フォーラムを開催し、女性の参画を促す。 男女共同参画フォーラムの共催 9月9日(土) 会場:SCプラザ	女性の会とも協働し、女性活躍推進フォーラム2017を共催。 ■開催日:9月9日 ■講師:白井 文(ドーン財団 業務執行理事) ■効果:市民団体と協働することで、幅広い層にアプローチできた。	平成30年度は第2回きらめき人権講座で、「女性の権利」をテーマに講演会を実施する。 ■開催日 平成30年8月31日(金) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 大西 祥世氏 ■演題 「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組～」 ■目標参加者数 60人	幅広い世代の方に参加いただけるように、講演内容を勘案する必要がある。	男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。	2:継続	生涯学習課
I-1-① I-2-① 親子食育講習会	・食育講習会の開催、広報等による食育啓発	CATVやネット、乳幼児健診、個別相談、訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。	・6月、7月、2月:CATV行政放送「伊吹山テレビ」で食育について啓発を実施 ・健康づくり8か条について健康手帳、健診ガイド等に掲載	・食育推進計画第3次の策定 ・計画策定、CATVや乳幼児健診、個別訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。	・健康増進計画(健康まいばら21)との整合性 ・関係機関との連携強化	食育を推進することで、家庭生活の役割を家族全員で担えるようにする。	2:継続	健康づくり課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
基本施策	I-2	家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進
施策の方向	I-2-②	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進

推進計画 P18

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、 今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-2-② 男性の家事への参加促進	男性が家事に取り組むにあたり、必要となる知識や技術に関する講座を実施し、男女区別の意識を払しょくする。	秋ごろ男性が家事等に取り組むための事業を計画する。	3月10日(土)に男女共同参画スイーツ作り教室を開催。参加者10人。殆ど包丁を持たない人も参加者の中におられ、男女共同参画社会について学習した。	今年度は重点的に男性の子育てをテーマに講座等を開催予定のため、家事についての男性参加促進は、次年度以降で検討する。ただし、関係資料(チラシ・パンフレット等)の提示はもちろん関連講座・講演会等の開催情報は常時掲示する。	男性に参加を募る場合、少しでも多くの方に参加いただく為に曜日と時間を慎重に検討する必要がある。	男性が家事に取り組むことで、必要となる知識や技術に関する知識を得て、男女区別の意識を払しょくすることができる	2:継続	男女共同参画センター
I-2-② 男性の育児への参加促進	県下一子育てしやすいまちとして、子育て支援情報を効果的に情報発信しながら、男性の育児参加を促す。	新設ウェブサイトにおいて、子育て支援情報を整理する。	市公式ウェブサイト、子育て支援サイト「まいハグ」を新設して子育て情報を整理し、情報発信に努めた。	子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新	男性の育児参加については、関係団体が連携し、情報共有しながら、施策を検討する必要がある。中小企業での取組には時間を要することが想定されるため、企業内同和の訪問の機会等に啓発を実施する。	子育てに関する情報を発信して、男性の育児参加を促すことができる。	2:継続	子育て支援課
I-2-② 育児休業・介護休業の取得促進・啓発	市内の企業、事業所に対し、男性、女性に関わらず育児休業や介護休業が取得しやすくするための啓発を行う。	企業訪問の際にチラシ等を作成し、啓発を行う。	チラシができていない。	(商工観光課とチラシ作成を調整中)	企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。	子育てや介護に関する情報を発信して、男性の育児参加や介護参加を促すことができる。	1:新規	人権政策課
I-2-② 男性の介護への参加促進	男性の介護への積極的な参加を促すため、出前講座中や負担割合証など通知の際、啓発文等を同封することにより啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座での啓発 通知への啓発文等の同封による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座による啓発活動の実施 出前講座 2回 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座による啓発活動の実施 出前講座 1回 	現在でも男性が正社員として働いていることが多いことから、女性の社会進出の手助けも必要である。	出前講座を実施する際や、負担割合証など通知の際に啓発文等を同封し、啓発を行うことで男性の介護への積極的な参加を促す。	2:継続	男女共同参画センター

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-①	審議会への女性の参画推進および管理職等への女性の登用促進

推進計画 P21

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-3-① 審議会・協議会 委員の選任	基本方針の中で附属機関の委員の選任にあたっては、男女の構成割合が、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。 (米原市付属機関の設置および運営に関する基本方針)	各種審議会委員のうち女性が占める割合 H26年度実績 32.8% H27年度実績 31.4% H28年度実績 33.4% H29年度目標 35.0%	各種審議会委員のうち、女性委員の割合 H29年度実績 34.3% 委員会全体数797人のうち、273人が女性で、前年度比8人増であった。	各種審議会委員のうち、女性委員の割合 H30年度目標 35.0%	目標値が達成できるよう、基本方針を徹底する必要がある。	あらゆる方針決定の場に、女性が参画できる。	2:継続	総務課
I-3-① 職員の人事配置	男女を問わず、能力と適正に応じた管理職等への登用。	市役所管理職における女性職員の割合 H26年度実績 21.6% H27年度実績 25.0% H28年度実績 25.0% H29年度目標 25.0%	市役所管理職における女性職員の割合 H29年度実績 25.2% 27人(女性管理職)/107人(管理職総数) 前年度と比較して1人の増となり、0.2%増加した。	市役所管理職における女性職員の割合 H30年度目標 27.0% H30年度実績 23.8% 24人(女性管理職)/101人(管理職総数) 女性管理職の退職等により、管理職総数に占める割合が低下した。	人事考課制度を適切に運用するため、職員研修で考課者研修を行うなど、適正な考課により公平性を確保していく必要がある。	あらゆる方針決定の場に、女性が参画できる。	2:継続	総務課
I-3-① 特定事業主行動計画～子育て支援プランへの推進(子育て支援ハンドブックの周知)	基本方針の中で附属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。 <米原市付属機関の設置および運営に関する基本方針> ・男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める。 ・委員は公募により選任する(一部を除く)。	米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 市役所男性職員の育児休暇取得の割合 H29年度目標 5%	米原市特定事業主行動計画の推進を図った。男性の職員の育児休業が可能な職員には、市長からのメッセージ文を送るなど、男性の育児休業の取得を呼びかけた。 市役所男性職員の育児休暇取得の割合 H29年度実績 6.7%(1人)	米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 市役所男性職員の育児休暇取得の割合 H30年度目標 5%(1人)	仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境を整備していく必要がある。	仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境が整備できる。	2:継続	総務課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-①	審議会への女性の参画推進および管理職等への女性の登用促進

推進計画P26

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-3-① 企業・事業所における女性活躍の促進	総合評価方式の評価項目に女性技術者等を配置した場合に加点するよう設定する。	入札案件ごとに実施するかを検討する必要があるため、設定していない。	該当する入札案件なし。	入札案件ごとに実施するかを検討します。	総合評価方式の入札案件が少ないため、女性活躍の促進効果が薄いのが現状である。	入札対象業務において女性活躍支援の視点をもつことができる。	2:継続	管財課
I-3-① 女性人材バンク	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、女性人材バンク「なでしこネット」の登録者の増加を目指す。	平成29年度も広報やSNS等を活用して各種事業等の開催時に「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募り、市政への女性参画を推進する。 女性人材バンク「なでしこネット」登録数 H28年度末登録者数 35人 H29年度末目標 43人 女性のいない審議会の数 H28年度末 6 H29年度目標 5	女性人材バンク「なでしこネット」登録数 H29年度末登録者数 38人 (3人増)	女性人材バンク「なでしこネット」登録数 H30年度末登録目標45名 1 ⇒ 11月末現在、45人。	議会や付属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率において、まだまだ少ない傾向が見られるため、女性バンク登録者を増やし、女性の市政参画を努める。	女性の多様な意見を市政に反映することで、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍の場が広がることで、男女共同参画社会の実現が期待できる。	2:継続	人権政策課
I-3-① 企業・事業所における女性活躍の促進	男女共同参画、女性の活躍推進に向けて取り組む市内企業の表彰や公共調達等における評価等について検討を進め、女性登用促進を図ります。	基本的な制度、基準についての検討を行います。	基本的な制度、基準について検討には至りませんでした。	基本的な制度、基準についての検討を行います。	具体的な制度を考えるにあたり、市役所内の関係部署と連携しながら進める必要がある。	・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。	2:継続	商工観光課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-②	女性のエンパワーメントの支援

推進計画 P21

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-3-② 職員研修(市職員 前提研修、 新任職員)	市職員全体研修会、新任職員等研修会は、同和問題に関する学習機会が減少する中で、現存する同和問題を理解・認識する機会づくりを図る。また、男女共同参画市職員研修会を実施し、基礎的な学習会とする。	人権問題市職員全体研修会、新任職員研修会、所属別人権研修を実施し、同和問題をはじめとする人権について正しい理解と認識を深める。	・人権問題市職員全体研修会 平成29年7月27日(木)開催 参加者数:314人 ・人権問題新任職員等研修会・若手職員研修 平成29年8月3日(木)開催 参加者数:40人(採用後3年以下の職員) ・所属別基礎研修 人権意識向上を図るため、所属別で研修を実施した。	人権問題市職員全体研修会、新任職員研修会、所属別人権研修を実施し、同和問題をはじめとする人権について正しい理解と認識を深める。	全職員が同和問題をはじめとするあらゆる人権について、正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるとともに、態度や行動として実践できるように研修を継続する必要がある。	研修をとおして、市職員が、あらゆる人権について、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の取組について関心を持ち、推進することが期待できる。	2:継続	総務課
I-3-② 滋賀県女性の つどい参加・研 修等の実施	人権政策課とともに男女共同参画に関する研修を実施するほか他団体が実施する男女共同参画に関する事業に参加し、男女共同参画社会形成意識の向上を図る。	男女共同参画に参加する研修を実施する。 他団体が実施する男女共同参画に関する事業への積極的な参加を求める。	平成29年度男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会を開催した。 開催日:平成29年9月12日 参加者数:142人	男女共同参画に参加する研修を実施する。 他団体が実施する男女共同参画に関する事業への積極的な参加を求める。	男女共同参画についての理解を深め、気付きを促すため、研修を通じて男女共同参画社会意識の向上を図る必要がある。	男女共同参画についての理解を深め、気付きを促すことにより、男女共同参画社会意識の向上が図れる。	2:継続	総務課
I-3-② 女性のエンパ ワーメント支援	女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会を開催する。	生涯学習課と共催で女性活躍に向けた	女性活躍推進フォーラム2017として開催 H29年度 開催日 9月9日 講師 白井 文 (ドーン財団 業務執行理事)	米原市人権教育推進協議会と共催で、女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会を開催する。 8月31日開催 講師:大西祥世 氏	講演会のみならず、意見会のような形を設けることで、より高い啓発を目指す。	女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメント支援を理解する機会が提供できる。	2:継続	人権政策課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-②	女性のエンパワーメントの支援

推進計画 P19

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-3-② 地域活動のリーダーとなる人材の育成	自治会長等を対象としたまちづくりや地域活性化に係る研修会を実施する。	市自治会連絡協議会・各地域自治会連絡協議会の開催、地域担当職員制度の事例発表やまちづくりに係る研修会等の開催を通じ、自治会におけるマンパワーの蜂起につながる施策を検討する。	市自治会連絡協議会・各地域自治会連絡協議会などにおいて、男女に関わらず啓発チラシを配布した。	市自治会連絡協議会・各地域自治会連絡協議会の開催、地域担当職員制度の事例発表やまちづくりに係る研修会等の開催を通じ、自治会におけるマンパワーの蜂起につながる施策を検討する。	単位自治会における活性化には、指導的役割を果たす人財、マンパワーが重要な要素である。	男女共同参画による自治会の活性化が期待できる。	2:継続	地域協働課
I-3-② I-4-① 女性のエンパワーメント支援 創業支援事業	若者・女性の起業に対するニーズが高いことから、創業支援事業を実施する。具体的には、創業希望者等に対して、窓口相談、創業塾やセミナー開催(1回は女性向け)、専門家派遣、各種補助制度の活用など総合的な支援を実施する。	・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。	創業者を創業前から創業まで一貫して支援するため、創業に必要なビジネスプランの構築や税務労務管理などのスキルアップを目的とした、創業セミナー、創業塾を創業支援業者(米原市商工会)と連携し開催しました。 ・米原ドリーム創業セミナー 2回 ・米原ドリーム創業塾 11回 ・創業者支援事業補助金により、1件の女性新規創業開始	・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。	・新規創業予定者の発掘や創業塾の参加誘導が課題であり、周知方法や休日の創業塾開催等の検討が必要である。	・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりに資することができる。	2:継続	商工観光課
I-3-② 女性の就業継続や再就職支援のための情報提供	就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関等と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めます。	就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供します。	女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めました。	就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供します。	関係機関と連携して支援を行う必要がある。	・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。	2:継続	商工観光課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-3	女性の活躍推進
施策の方向	I-3-③	女性の就業継続や再就職支援の促進

推進計画 P22

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-3-③ 女性の就業継続や再就職支援	女性の就業に対する支援を行うため、必要な情報提供を行う。	就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供する。	就労に関する問い合わせは、人権政策課ではなく、女性の就労支援関連のチラシは商工観光課と共有。	(商工観光課・人権総合センターと調整中)	人権政策課だけでは支援が難しいため、関係機関と連携して支援を行う。	女性の就業支援につながる情報を提供することで、再就職につながることを期待できる。	2:継続	人権政策課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-①	女性や若者の創業・起業の支援

推進計画 P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-4-① 女性や若者が活躍するまちづくり	女性や若者のチャレンジを応援し、産官学の協働によるイノベーションを推進し、女性や若者が活躍するまちを創る。	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行う。 ・米原創生官民連携パートナーシップ事業を実施する。 米原創生官民連携パートナーシップ事業の新規提案者:3	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行った。 ○有識者会議の開催(1回開催、女性委員4人、男性委員7人) ・米原創生官民連携パートナーシップ事業の募集採択と事業支援を行った。 ○新規採択:5件(うち女性若者の提案:2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行う。 ・米原創生官民連携パートナーシップ事業を実施する。 米原創生官民連携パートナーシップ事業の新規提案者:10		女性や若者のチャレンジを応援することで、産官学の協働によるイノベーションを推進し、女性や若者が活躍するまちづくりにつながることを期待できる。	2:継続	政策推進課
I-4-① 女性の起業への支援(P24)	関係機関と連携し、起業に対する意欲・能力や興味のある方を支援する情報提供や講座を開催するとともに、女性団体等との連携を促進する。	9月8日(金)10:00～G-net連携事業として8の日サロン&マルシェを開催する。講師に山下弓氏をお招きし、演題「事業を長く続けるためのコツ」で講演していただく。午後はマルシェを開催する。	9月8日(金)10:00～G-NET連携事業として8の日サロン&マルシェを開催し、女性が起業するための支援に少しでもなるように努めた。参加店舗は8。また、関係チラシ等も常時掲示している。	マルシェを今年度は2回開催し、女性の起業や、社会への女性参画を図る。	マルシェの出店について、関係部署と協議が必要となる。また、マルシェ出店規約をS・C独自でつくる必要があるか確認が必要である。また、出店者の募集方法に苦慮する。	身近なレベルでの女性起業が期待できる。	1:新規	男女共同参画センター

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-②	ワーク・ライフ・バランスの推進

推進計画 P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-4-② ワーク・ライフ・ バランスの普 及・啓発	市職員全体研修会、新任職員等研修会は、同和問題に関する学習機会が減少する中で、現存する同和問題を理解・認識する機会づくりを図る。また、男女共同参画市職員研修会を実施し、基礎的な学習機会とする。	ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。 ・ワークライフバランス研修会の開催 H29年度目標 1回 ・時差出勤勤務実施率 H29年度目標 55% ・年次有給休暇の取得平均日数 8日	ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図った。 ・ワークライフバランス研修会 開催日：平成29年9月12日 ・時差出勤勤務実施率(H30.2月現在) H29年度実績 42.7% ・年次有給休暇の取得平均日数 9日	ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。 ・ワークライフバランス研修会の開催 H29年度目標 1回 ・時差出勤勤務実施率 H30年度目標 55% ・年次有給休暇の取得平均日数 10日	時差出勤制度の定着とシフト勤務となっている部局では、実施が難しいところがあり、全体としてワークライフバランスをどのように深めていくかが課題である。	男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。	2:継続	総務課
I-4-② ワーク・ライフ・ バランスの普 及・啓発	仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催する。	出前講座を利用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行う。 ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(過去5年間の累計) 1回(～28年度) ↓ 2回(～29年度)	総務課主催のワーク・ライフ・バランス研修会開催 1回	(総務課と調整中)	ワーク・ライフ・バランスを実施することで得られるメリット等を啓発材料にし、より高い効果を狙う。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催することで、仕事と家庭の両立への理解が進むと期待できる。	2:継続	人権政策課
I-4-② 働きやすい職 場づくりに向け た事業所への 支援・情報発信	男女が働きやすい職場環境づくりを目指して、市内事業所へ企業訪問を通じてワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	啓発チラシを作成し、企業訪問時に配布する。	チラシについては未作成。 企業訪問では、事前にチェックシートを送付し、これに基づいてヒアリングを実施(女性の管理職登用、育児休暇についての規則の有無など)	商工観光課と連携し、企業訪問時のヒアリングを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発をおこなう。	企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。	男女が共に働きやすいワーク・バランスに関する理解が進むと期待できる。	2:継続	人権政策課
I-4-② 市内事業者へ の情報提供	企業へワーク・ライフ・バランスを推進するため、各種制度の情報提供を行う。	企業訪問の際にワーク・ライフ・バランスに関する制度の情報提供を行う。	チラシについては未作成。 企業訪問では、事前にチェックシートを送付し、これに基づいてヒアリングを実施(女性の管理職登用、育児休暇についての規則の有無など)	商工観光課と連携し、企業訪問時のヒアリングを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発をおこなう。	情報提供と啓発を一緒に行うことでよりよい効果を狙う。	男女が共に働きやすいワーク・バランスに関する理解が進むと期待できる。	2:継続	人権政策課

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-②	ワーク・ライフ・バランスの推進

推進計画 P24

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-4-② 労働雇用対策事業(企業内同和対策事業ほか)	・米原市事業所内校正採用選考・人権啓発担当者及び米原市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員を対象に研修会を開催する。 ・「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」期間中に米原駅前において、街頭啓発を実施する。 ・企業事業所訪問を7月に実施する。	・お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 ・採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。	同和問題についての正しい理解と就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、市内企業・事業所への人権啓発や、窓口担当者などを対象に人権研修会等を開催しました。 ①街頭啓発 7月4日実施 場所:米原駅自由通路 ②企業事業所窓口担当者および啓発推進班員合同研修会 6月29日開催 参加75人 ③企業訪問 7月1日～31日 企業数91社	・お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 ・採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。	・依然として採用試験時に不適切な質問等が行われている実態があり、引き続き人権尊重の理念に基づく取り組みを図る必要がある。	・男女がお互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境が形成される。	2:継続	商工観光課
I-4-② ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度を初めとする様々な制度について情報を提供する。	G-netおよび5センターの研修・講座をはじめ、関係機関・S・Cでの事業等様々な情報をS・Cだよりを活用し提供するとともに、S・C内に掲示する。	G-netおよび5センターの研修・講座をはじめ、関係機関・S・Cでの事業等様々な情報をS・Cだよりを活用し提供するとともに、S・C内に掲示した。	G-netおよび5センターの研修・講座をはじめ、関係機関・S・Cでの事業等様々な情報をS・Cだよりを活用し提供するとともに、S・C内に掲示する。	市民への情報提供や掲示についての周知徹底が課題である。	男女が共に働きやすいワーク・バランスに関する理解が進むと期待できる。	2:継続	男女共同参画センター
I-4-② ポジティブ・アクション	あらゆる分野の活動における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内においていずれかの一方に対し当該機会を提供することについて学習を深め、実践できる知識と環境をつくる。	平成30年度の事業計画時に検討する。	男女間の格差を改善するための、様々な情報等を市民に提供し、学習を深め実践できる環境づくりに努めた。	男女間の格差を改善するための、様々な情報等を市民に提供し、学習を深め実践できる環境をつくる。また、どのように行えば一人でも多くの方に意識していただけるかを検討する。	市民の男女共同参画社会に対する意識をどのように周知するか、興味を持ってもらうか、センタだけでなく関係機関で協議検討が必至。	男女間の格差是正につながる。	2:継続	男女共同参画センター
I-4-② 市内事業所に対する各種制度の情報提供	あらゆる職業・職種において、男女共同参画についての情報を提供する。	人権政策課・商工観光課等の役所関係機関および商工会等と連携し企業・施設・学校等に男女共同参画についての情報を提供する。S・Cだよりや市の広報・ZTVを活用する。	長浜ハローワーク・人権政策課・商工観光課等の役所関係機関および商工会等と連携し企業・施設・学校等に男女共同参画についての情報を提供した。また、S・Cだよりや市の広報・ZTVを活用し、市民に認識していただくよ務めた。	S・Cだより、ZTV、米原広報と十分に活用し男女共同参画社会の実現に向けた様々な情報を市民に提供する。	関係機関・部署との調整・連携に時間が必要となる。	男女が共に働きやすいワーク・バランスに関する理解が進むと期待できる。	2:継続	男女共同参画センター

重点目標	I	多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
重点課題	I-4	就業環境の整備と就業機会の拡大
施策の方向	I-4-③	あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

推進計画 P25

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
I-4-③ 農業次世代人 材投資資金	農業の持続的発展を目的とし、 新規就農者の育成・確保を図る。	国事業である農業次世代人材投資資金交付対象者の目標を3人とし、市の新規就農希望者等受入支援事業のうち受入支援3人、新規雇用を2人とする。	国事業や市事業を活用し、新規就農者(雇用就農者を含む)に対する支援を行った。 農業次世代人材投資資金 H29年度実績 2人 新規就農希望者受入支援事業 H29年度実績 受入支援 2人 新規雇用 3人	国事業や市事業を活用し、新規就農者(雇用就農者を含む)に対する支援を行う。 農業次世代人材投資資金 H30年度目標 3人 新規就農希望者受入支援事業 H30年度目標 受入支援 2人 新規雇用 3人	国事業は採択要件のハードルが高い。 新規就農をする上で、就農することによる生活面での不安などを取り除く必要があるため、サポート体制を構築する。 受入支援事業の更なる周知を行い、雇用就農者を増やし、農業従事者を確保する必要がある。	男女にかかわらず青年の新規就農者を支援することにより、担い手の確保と農業の活性化を図ることができる。	2:継続	農政課
I-4-③ 情報の提供	ハローワーク等の求人情報を設置し、インターネット上でも検索できるように設定し、就職活動に有効な書籍を購入し、誰でも見られるようにしている。また、G-netしがの情報を広く提供する。	S・C内に設置している自由に使用し就労等の情報収集できるパソコンの存在をPRL活用できる環境を整備する。また、G-netとの連携を更に深め県内男女共同参画センターの情報を掲示し、女性団体等に勧めていく。	市民が自由気楽に使用できるパソコンをエントランスに設置し、インターネット検索によりハローワークの就労情報が見られるようにしている。また、紙ベースでの求人情報(長浜・彦根ハローワーク)を自由に閲覧できる状態に設置している。男女共同参画事業として、G-NETを含めた県内の4センターとの連携事業を行なうと同時に、それぞれの情報をお互いに掲示し合い、男女共同参画の認知が進むよう努めた。	センター内に設置しているパソコンでインターネット検索によりハローワーク等の求人情報を自由に見ることができるようにしている。但し、設置されている事が認知されていないので、S・Cだより等でPRしする。また、G-netとの連携を更に深め県内男女共同参画センターの情報を掲示し、女性団体等に勧めていく。	前項同様に興味のない方にどのように知っていただくか、どのようにすれば全住民に漏れなく情報提供できるかを関係機関と協議する必要がある。	就労に関する情報や、女性のチャレンジを応援するイベント情報を広めることによって、ワークライフバランスの充実や女性のチャレンジを市民に促すことができる。	2:継続	男女共同参画センター

重点目標	II	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	II-1	男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	II-1-①	母性の尊重と母子保健の充実

推進計画 P27

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
II-1-① 乳幼児健診事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 受診率:98%を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 受診率:98%を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診受診率 4か月児健診 :99.6% 10か月児健診 :98.3% 1歳8か月児健診:98.4% 2歳6か月児健診:94.8% 3歳6か月児健診:94.5% 全体:97.0%(延1,492人) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談、支援を行う。 健診により、児の異常の早期発見、早期支援につなげる。 乳幼児健診の受診率:98.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 常に健診の未受診はあり、保護者に健診の必要性についてあらゆる機会を通して伝える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの成長・発達を確認する機会をもつことで、父・母ともに子どもの様子を知ることができる。また、健診を通じて親の関わりの情報提供や相談をすることで、家族全体で子どもを育てる仕組みを整えることができる。 	2:継続	健康づくり課
II-1-① 妊婦支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に健診受診券を配布し、妊婦健診の定期的な受診や重要性を伝え、受診を促す。また、妊娠期の状態等についての相談・指導等を行う。 母子健康手帳と一緒に配布するすくすくファイルを活用し、妊娠中の体の変化や生活の知識、また子どもの成長・発達を正しく学べるよう指導する。 要支援妊婦への妊婦訪問により、情報提供・保健指導を行う。 妊娠中の体重管理や検査結果の変化から、生活習慣の見直しや改善が図られるよう、情報提供や相談に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中のからだやこころの変化について知ることができる。 要支援妊婦には継続的な関わりを行い、安全な妊娠、出産が行えるようにする。 妊婦は定期的に健康診査を受診し、健康管理に努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳発行時の妊婦相談:延288件 妊婦健診:457人、延3,515件 要支援妊婦数8人 相談、家庭訪問実施:14件 低体重児出生率:10.1(平成29年) 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援妊婦に継続支援を行い、安心、安全な妊娠、出産が迎えられるように働きかける。 要支援妊婦への支援:全数 低体重児出生10%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中からすくすくファイルを使って自己管理ができるよう発行時に説明しているが、使っている妊婦がまだまだ少ない。 全員が体重管理票を使い、自己管理を行い安全なお産を迎えることができるとともに、生活習慣病予防への意識の向上が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から男性の協力や関わり大切さを伝え、家族で児を迎える準備を行うことができる。 	2:継続	健康づくり課
II-1-① 健康診断事業・各種がん検診事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診とがん検診等を同時に、集団健診として市内各保健センター等で実施する。 指定医療機関での乳がん・子宮頸がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療を目指すとともに、対象年齢の女性にクーポン券を配布し、無料で検診を受診できる体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した健康診査の受診を行い、自分のからだの状態を知り、生活習慣病の予防に努める。 がん等の疾病の早期発見・早期治療により、命を守り健康な生活を送ることができる。 乳がん検診の受診率 平成29年度 40.0% 子宮がん検診の受診率 平成29年度 40.0% 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診者数 胃がん検診1,421人(6.0%) (男性617人・女性804人) 大腸がん検診2,236人(9.4%) (男性911人・女性1,352人) 肺がん検診 1,216人(5.1%) (男性531人・女性685人) 乳がん検診1,109人(18.1%) 子宮がん検診1170人(13.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した健康診査の受診を行い、自分のからだの状態を知り、生活習慣病の予防に努める。 がん等の疾病の早期発見・早期治療により、命を守り健康な生活を送ることができる。 がん検診受診者数、200人増 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診者数の減少が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関での乳がん・子宮頸がん検診の実施、集団健診では託児を行う日を設け、乳幼児がいる女性でも受けやすい環境を整える。また、今年度も対象者には無料クーポン券を配布し、受診のきっかけを提供する。健診を受けやすい環境を整えることで、全ての方が自分自身の健康状態を把握する機会をもつことができる。 	2:継続	健康づくり課

重点目標	II	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	II-1	男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	II-1-②	生涯における心身の健康維持と増進

推進計画 P27

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
II-1-② 地域で健康づくりに取り組める環境づくり	ご近所元気にし隊員(介護予防サポーター)を養成し、介護予防の取組を推進する。 ・自治会単位での運動自主グループを育成する。	7月に養成講座実施 ご近所元気にし隊員養成数 15人 歩楽るん教室 2か所	・ご近所元気にし隊員養成講座の実施 7月 ・ご近所元気にし隊員養成数 20人(内訳:男性4人、女性16人) ・歩楽るん教室 3か所	・7～8月にかけて3日間の養成講座実施 ・今年度は、高齢者の方へのケアや安全講習も併せて実施するため、養成講座の名称を変更(ご近所元気にくらし隊員に変更) ・ご近所元気にくらし隊員養成数 20人 ・歩楽るん教室の自主グループについては、お茶の間創造事業の登録団体へ移行予定。また、新規教室開催は1か所を予定	養成後の介護予防活動の促進が必要である。	ご近所元気にし隊員(介護予防サポーター)を養成することで、介護予防の取組を推進する。	2:継続	くらし支援課
III-1-② 人権研修・男女平等にかかわる就学前教育	子どもへの暴力防止プログラム(教職員ワークショップ) 園内研修会(人権研修) 全員研修会 就学前講座 園内公開保育および研究協議会(事例研を含む)の開催する。	・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 ・平成26年度実績(10園) ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度目標値(10園) ※統合整備計画に基づく想定園数	保育所・幼稚園・認定こども園における児童虐待防止に関する研修会(CAP)の実施園数(12園 実績) 各園における人権研修の実施(6園 実績) 各園における園内研究の実施(6園 実績) ジェンダーに捉われないよう保育環境に努める保育者自身の意識も高まりつつある。 人権感覚を磨き、各種研修会に参加 ・滋賀県人権保育研究会や連続講座 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研修集会 ・CAP職員ワーク 等	・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度目標値(10園) ・平成30年度目標値(11園)	保護者向け研修や保育参加等への父親の参加も増加している(子育てへの関心)。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。	CAPの教職員ワークに参加し、事例検討する等、保育実践に向けた職員の意識啓発、資質の向上を図る。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。	2:継続	保育幼稚園課
II-1-② 総合型スポーツクラブ支援 ニュースポーツ 出前講座	高齢者を対象にいきがいの場所づくりを行い、体を動かすことにより、健康の増進を図る。	スポーツアドバイザーによる出前講座を引き続き行う。 就学前児童や就学児を対象に運動不足解消や運動能力の向上を目指す。 スポーツ推進委員による出前講座についても、成人から高齢者まで幅広い年齢を対象に親しみやすいスポーツを紹介する。	①運動教室への派遣 134件、1,612人 スポーツクラブへの派遣 ※高齢者、キッズ、幼児など各ステージに合った教室となっており、生涯スポーツを推進する上で欠かせない事業である。 ②出前講座 15件、774人 ※放課後児童クラブなどでのニュースポーツが活用が図られているが無料のインストラクター派遣の事業となっており、見直しが必要である。	総合型地域スポーツクラブと協議を進め、スポーツクラブでの出前講座の検討や教室を立ち上げるについて、本年、改訂するスポーツ振興計画の中で十分議論し、「希望と元気あふれるスポーツコミュニティ まいばら」の核となりスポーツを身近に楽しめる環境づくりを推進します。	出前講座利用者のニーズに合った講座内容を提供し、随時更新していく必要がある。	男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。	2:継続	生涯学習課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
施策の方向	Ⅱ-1-③	性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

推進計画 P28

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-1-③ エイズ・性感染症教育推進	保健体育の授業を通して、エイズや性感染症に関する知識や予防法などを学習する。	小中学校で体育科や保健体育科での授業を中心に指導を行う。	小中学校で体育科や保健体育科での授業を中心に指導を行う。	小中学校で体育科や保健体育科での授業を中心に指導を行う。	エイズや性感染症に関する正しい知識を教えていく必要性	エイズやその他の性感染症への感染を防ぎ、男女が互いの性や体や気持ちを思いやることにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅱ-1-③ 小中学生における性教育の実施	学活・道徳・保健体育の時間に、発達段階に応じて性教育を実施する。	各学校の性教育年間指導計画に基づき発達段階に応じた性教育の指導を行う。 保護者による性教育の授業公開や保護者啓発の充実に努める。	中学校においては全6校で実施された。小学校においても、発達段階に応じて積極的に学習が行われている。	各学校の性教育年間指導計画に基づき発達段階に応じた性教育の指導を行う。 保護者による性教育の授業公開や保護者啓発の充実に努める。	性教育における効果的普及や啓発に努める必要がある。 性教育の授業公開、または保護者への啓発を充実させていく必要がある。	発達段階に応じた性教育をすることにより、男女の心や体の違いを知ったり、自分や友だちの体を大切にしたりすることにつながる。	2:継続	学校教育課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-①	DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進

推進計画 P31

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-2-① セクシャル・ハラスメント対策	米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針を遵守する。	相談しやすい体制づくりを確保する。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置	相談しやすい体制づくりを確保した。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置	相談しやすい体制づくりを確保する。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置	男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。	男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。	2:継続	総務課
Ⅱ-2-① CAPプログラムによる人権教育	子どもの権利保護、虐待防止を目的としたCAPプログラムの講義を教職員・保護者・児童を対象に行う。	教職員、児童(小学5年生、5歳児)とその保護者にCAP研修を実施する。	市内の小学5年生、5歳児とその保護者、教師を対象にCAPプログラム教育を実施。 平成29年度実績 教職員3回、保護者・子ども45回	市内の小学5年生、5歳児とその保護者、および教職員を対象にCAPプログラム教育を実施する。	人権教育研修として実施する教職員ワークの内容の工夫する。	子どもの人権に関する研修を子どもや保護者、教職員に行うことで、いじめや保護者からの虐待を防ぐ。	2:継続	子育て支援課
Ⅱ-2-① CAPプログラムによる人権教育	CAPプログラムを教職員・児童・保護者が受講し、子どもの安心・安全・自由を保障する。	各小学校で5年生を対象にCAPプログラムを実施する。また、教職員向けの研修も行う。 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 H25年度実績 100% H26年度実績 100% H27年度実績 100% H28年度実績 100% H29年度目標 100%	PTA主催の人権研修でCAP研修を実施した。(市内小学校9校中5校で実施) 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 H25年度実績 100% H26年度実績 100% H27年度実績 100% H28年度実績 100% H29年度実績 100%	各小学校で5年生を対象にCAPプログラムを実施する。また、教職員向けの研修も行う。 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 H30目標 100%	研修内容の充実と事前事後の取組の工夫	男女を問わず、子どもの基本的人権を保障する考え方が、子どもだけでなく教職員や保護者にも定着することにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅱ-2-① デートDV予防教育の実施	虐待予防教育の一環として、中学生に対するデートDV予防教育を行う。	保健体育課の授業等でデートDVについての理解を深め、予防に努める。	中学校2校で学習を実施した。小学校(1校)においてもCAP研修と合わせて、実施された。	保健体育課の授業等でデートDVについての理解を深め、予防に努める。	教員向けの研修の充実の必要性	デートDVなどの被害に巻き込まれない児童生徒の生活につながる。	2:継続	学校教育課
Ⅱ-2-① 女性の人権に対する人権啓発	DV・セクハラ・虐待など女性に対する暴力防止等の啓発を講演会の実施やチラシの配布等で行う。	12月上旬の人権週間に男女共同参画についての講演会を予定する。また、暴力やDVの実態などの関係図書を整え貸出しできる体制を整える。	12月6日(水)に講師の旭堂南陵さんを迎え、「男女共同参画社会と笑いのおもしろ関係」という演題で講演会を行なった。社会での男女に係わる間違った風習や、会社・地域・家庭での男女格差等について楽しく明るい雰囲気での講演が進み、アンケート結果も好印象の参加者が殆どだった。	様々な関係機関から発行されている関係図書やパンフレット・チラシを掲示するとともに、関係する研修や講演会・講座等のPRを行なう。	予算に限りがあり、認知度の高い講師は参加者数は期待できるが講演料が高く、またその逆でも駄目なため、講師の選定に困難が生ずる。	DV・セクハラ・虐待など女性に対する暴力防止など、女性の人権啓発が進むと期待できる。	1:新規	男女共同参画センター

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-②	DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実

推進計画 P31

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-2-② DV防止に向けた関係機関の連携	DVに対する早期発見や早期対応に取り組むため、関係機関と連携を図る。	女性等を犯罪等から守るネットワーク	女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加(5月10日)	女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加予定 (6月14日参加)	1つの担当では問題解決できないため、ネットワークを最大限に活用できるように、関係づくりを行う必要がある。	関係機関が連携を図ることで、女性を犯罪から守る意識が高まる。	2:継続	人権政策課
Ⅱ-2-② Ⅱ-4-① 心配ごと総合相談	行政相談員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。	月2回開催(4会場を巡回) 広報・伊吹山テレビでの開催周知	平成29年8月30日と平成30年3月2日の2回、心配ごと相談員情報交換会・研修会開催、認知症の疾患医療センター松岡俊樹センター長による疾患理解、同センター清水美紀精神保健福祉士による認知症の理解と相談対応に大切なことを受講。年度相談件数21件。6か所の相談場所で米原げんきステーションは0件、近江公民館1件で相談件数に偏りがあった。	相談員との情報交換を密にし、市民窓口として気づきや提案を多くいただけるようにしていく。また、相談事項を関係機関につなぐ際に他職種連携が必要な場合に部署を超えてケース検討会議に報告し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。	相談者が減少傾向にあるため、他の相談窓口と連携を図っていく必要がある。	女性も含めた市民の様々な悩みや問題の解決につながり、一人で悩み孤立することがない環境づくりができます。	2:継続	くらし支援課
Ⅱ-2-② 高齢者虐待ネットワーク会議の設置	高齢者虐待に対する関係機関連携のため、ネットワーク会議を開催する。	高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催 全体会 2回 個別ケース会議 随時	・全体会議(2回) 出席者: 大学教授、医師、弁護士、社会福祉士、司法書士、所管警察署、介護サービス事業者および障がい福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者および指定特定(一般)相談支援事業者、民生委員児童委員、権利擁護関係者、市福祉事務所、地域包括支援センターおよび関係部署職員 第1回:平成29年9月29日開催 第2回:平成30年2月16日開催 ・個別ケース会議(3回) 出席者: 弁護士、社会福祉士、地域包括支援センター職員 第1回:平成29年8月28日開催 第2回:平成29年9月29日開催 第3回:平成30年2月16日開催	高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催 ・全体会 2回 ・個別ケース会議 随時	対応する側の知識が求められる難しいケースや、経済的虐待が増加している。	高齢者暴力や+B24:G25虐待を受けることのないようネットワーク会議を開催し、早期発見につながります。	2:継続	くらし支援課
Ⅱ-2-② 学校園内における相談体制の充実	学級担任を中心に児童・生徒の教育相談を実施する。児童・生徒が相談者を選ぶセレクト相談も実施し、より多くの教員がかかわることで児童生徒の悩みを聞く体制を構築する。	複数回の教育相談期間を設け、全ての児童生徒が相談できる体制を構築する。	学期ごとに教育相談期間を設け、全ての児童生徒が相談できる体制を構築できた。	複数回の教育相談期間を設け、全ての児童生徒が相談できる体制を構築する。	アンケート内容や相談内容の共通理解の体制づくり	子どもの基本的人権が脅かされる状況を素早く察知し、適切に対処することにつながる。	2:継続	学校教育課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-②	DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実

推進計画 P31

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-2-② 子ども家庭サポートセンターと学校との連携強化	ケース検討会議やネットワーク会議を実施し、把握に努める。	校園にも情報共有の有用性のあるネットワーク会議を継続する。	校園にも情報共有の有用性のあるネットワーク会議をおこなった。(学校区ごとに年3回)	校園にも情報共有の有用性のあるネットワーク会議を継続する。	情報を共有した内容の活用の有り方	子どもの基本的人権が脅かされる状況を素早く察知し、適切に対処することにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅱ-2-② 警察や子ども家庭相談センターとの連携	子どもの安全を守るために、米原警察署や彦根子ども家庭相談センター等と連携し、安全確保の取組や行事を実施する。	警察や児童相談所との定期的な情報交換と、早期対応できる体制づくりに努める。	警察や児童相談所と個別のケースについて情報共有を行ったり、ケース会議を実施した。	警察や児童相談所との定期的な情報交換と、早期対応できる体制づくりに努める。	普段からの情報の共有と相談体制の充実の必要性	ネット犯罪やトラブルなどの被害に巻き込まれない児童生徒の生活につながる。	2:継続	学校教育課
Ⅲ-2-② 性的マイノリティに関する普及啓発	全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会発信することや、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど「カミングアウト」しなくても安心できる体制づくりをめざす。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	小中学校において、講師を招いたの講演や授業の中で性の多様性について取り扱った。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	教職員を対象にした研修の充実	性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような人的環境、物的環境づくりにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅲ-2-② 性的マイノリティに関する普及啓発	性的少数者に対する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を啓発する。	性的少数者に対する正しい理解を深めるため、講習会等により、家庭や学校、地域社会などにおける理解の浸透を図る。 出前講座の実施(随時) 関係する講演会等の企画を考案し、開催に向けた準備を行う。	平成29年度実績は特になし	平成30年度は、米原市人権総合センターと共催で、「LGBT」をテーマにしたハートフル・フェスタを開催する。	性的マイノリティに関する正しい理解を深め、一人一人が互いの多様性を尊重する意識を育てることが必要である。	男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。	2:継続	生涯学習課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-2	DV等あらゆる暴力の根絶
施策の方向	Ⅱ-2-③	被害者の安全確保と自立支援

推進計画 P32

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-2-③ DV等の被害者の安全確保	DV被害者からの相談があった場合、被害者の安全確保や心身の回復、被害者の自立を支援するために、関係機関と連携しながら対応する。	DV対策等の会議に参加し、必要な	若年層を対象とした女性に対する	関係機関と連携し、速やかな被害者の保護が図れるよう努めます。	会議録を共有し、課内のそうスキルアップを図ることで被害者支援の充実を図る。	DV被害者の安全確保や心身の回復、さらには被害者の支援につなげることができる。	2:継続	人権政策課
Ⅱ-2-③ 住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティックバイオレンスおよびストーカー行為による被害者からの支援申出により、住民票や戸籍附票の写しなどの証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにする。	関係課との連携を行い、情報管理の徹底を行う。 支援措置の期間は一年のため、支援が途切れることのないように、対象者へあらかじめ更新手続きの案内を行う。	支援申出者 17人 併せて支援を求める者 17人 計 34人 (平成30年3月31日現在)	関係課との連携を行い、情報管理の徹底を行う。 支援措置の期間は一年のため、支援が途切れることのないように、対象者へあらかじめ更新手続きの案内を行う。	定期的に職員研修を開催することにより、適正な事務の執行を徹底する必要がある。	住民票や戸籍附票の写しなどの証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにすることで、DV被害を未然に防ぐことができる。	2:継続	地域協働課
Ⅱ-2-② 米原市子ども家庭相談支援事業	米原市子ども家庭支援ネットワークによる関係機関等の連携および役割分担による要保護児童およびその家庭を早期発見する。米原市子ども家庭相談室を中心に、要保護児童等に対して必要な相談・支援を実施する。必要な専門機関につなぎ、質の高い支援を実施する。オレンジリボン等の児童虐待防止に関わる啓発活動を行う。ひきこもりやニート状態にある若者やその家庭の相談を受け適性に応じた就労支援を実施する。	子ども家庭相談室を中心に要保護	・子ども家庭相談室 平成29年度実績 相談対応数 233件 内、児童虐待ケース 42件 ・あおぞら あおぞら相談件数 85件 (ひきこもり脱出3件、就労実現6件)	子ども家庭相談室常時開催 平日8:30～17:15 ※対象年齢:18歳未満 あおぞら相談 火曜日～金曜日 平日8:30～17:15 ※対象年齢:15歳から39歳	子どもの命と育ちを守るセーフティネットとして、子どもの最善の利益、子どもの人権を守ることを大事にする。	児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、子どもを守る仕組みとして「米原市子ども家庭支援ネットワーク【米原市要保護対策地域協議会】」を形成し、相談・支援・連携により子どもの人権を守り、虐待の未然防止や早期発見が期待できる。	2:継続	子育て支援課
Ⅱ-2-③ 警察や少年センターとの連携	デートDVやサイバー犯罪から青少年を守るために警察と連携した支援を行う。	デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。	小中学校、警察署、保護司会等と少年センターの連携、情報交換 中学校、高等学校等の訪問 延べ31校	小中学校、警察署、保護司会等と少年センターの連携、情報交換 中学校、高等学校等の訪問	ひとり親担当や家庭相談員等との連携	デートDVなどの暴力防止やその他犯罪被害に巻き込まれることなく、青少年が安心して暮らせるように、関係機関との連携により適切に危険回避支援を行う。	2:継続	子育て支援課
Ⅱ-2-③ DV等被害者の安全確保	関係機関と連携を図りながら、被害者が安全に安心して暮らせる環境をつくり、回復や自立に向けた支援を実施する。	平成30年度の事業計画時に検討	平成30年度より女性のための相談を充実させ、様々な悩みを持たれた女性が、前向きに生活できるような環境をつくる。	女性のための相談室「つくし」を開設し、様々な悩みの相談を受ける。また、専門家(臨床心理士・精神保健福祉士)のカウンセリング時間を設ける。		被害者が安全に安心して暮らせる環境をつくり、回復や自立に向けた支援を実施することができる。	1:新規	男女共同参画センター

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-3	子育てしやすい安心安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-①	子育てにやさしいまちづくり

推進計画 P33

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-3-① 利用者支援事業	子育て世代包括支援センター事業 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のための拠点を整備し、助産師等の専門職による継続支援、関係機関との連携強化を行う。	子育て世代包括支援センターの設置、体制整備を行う。 子育て世代包括支援センター1か所	・げんきステーションに子育て世代包括支援センターの設置 ・助産師、保育士による相談:151件 ・地域子育て支援センター等との連携	・関係機関との連携強化:担当者会議の毎月開催(子ども家庭相談室が招集) ・ハイリスク家庭の支援率:100%	助産師、保育士等の専門職の確保が困難である。	子を望む夫婦が、妊娠・出産を迎える体制を整えられることを目指す。	2:継続	健康づくり課
Ⅱ-3-① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	産後ケア事業 育児不安等の支援が必要な産後から生後4か月までの母子を対象に日帰り、宿泊サービスを提供し、安定した育児が継続できるよう支援する。	産後間もない母子の心身の安定を図るためのサービスを創設する。 サービス提供機関:2か所 利用件数:2件	・サービス提供機関:2か所 ・利用件数: 日帰りサービス1件(1日) 宿泊サービス1件(7日)	・サービス提供機関の確保増	サービス提供機関の確保と事業の周知が必要となる。	子を望む夫婦が、妊娠・出産を迎える体制を整えられることを目指す。	2:継続	健康づくり課
Ⅱ-3-① 放課後児童クラブ事業	放課後児童の安心・安全な居場所づくりを目指し、市と地域、市民の協働により、放課後児童クラブ事業を実施する。 放課後児童クラブでは、放課後留守家庭児童の居場所となる児童クラブを市内に開設している。	放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 冒険遊び場等 関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。	放課後児童クラブ ・放課後児童クラブの利用者の増加に対し、各クラブの協力を得て安全・安心な受け皿の確保に努めた。 9か所、13支援単位 月平均利用人数497人 冒険遊び場等 ・自然に親しむ遊び場事業補助金について、広報等を通じて広く周知し、関係団体や子ども会事業と連携した設置・運営支援を行った。 新規1か所(月1回程度)全4か所 *水に親しむ遊び場は実績なし。	放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブや学校の協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 冒険遊び場等 関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。 新規開設:1か所	放課後児童クラブ 利用申込が年々増加し、受け入れる施設や支援員の確保が難しい。各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める必要がある。 冒険遊び場等(プレイパーク) 冒険遊び場の取組が市内全域に広がるよう、関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う必要がある。	・共働き家庭等で仕事と家庭生活を両立するための多様なニーズに応えるべく、放課後児童クラブの環境整備等を充実させることは効果が高い。	2:継続	子育て支援課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-3	子育てしやすい安心安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-①	子育てにやさしいまちづくり

推進計画 P33

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-3-① 「米原市子育て応援ガイド」の配布	未就学の子どもを持つ保護者が米原で子育てをするのに必要な情報を掲載する。各庁舎・行サビ・公民館・子育て支援センター等関係施設にて配布する。	保護者が子育てをする際に様々な米原市のサービスを利用しただけのように、子育てに役立つ情報を掲載した冊子を作成し、各庁舎・行サビ・公民館・子育て支援センター等の関係施設において掲示・配布する。また、子育て家庭だけではなく、より多くの方に手に取ってもらえるように、ZTVを活用し周知を図る。	発行部数:1650部 子どもを持つ親だけでなく、子育てに関わる機会のある祖父母にも知ってもらうため、ZTVで活用状況をインタビューをした。 未就学児の孫を持つ祖父は、実際に手に取ると、まとめられた情報に喜んでいただけた。 ZTVで周知することで、子育てに関わる機会のある方に周知することができた。	発行予定数:1700部 子育て世代地域包括支援センターや、空き家対策研究会など、新たに配付先を増やした。転入者などに対する米原市の子育て支援情報の提供ツールとして活用したいという要望を受けている。 公式ウェブサイトへの掲載を今年度実施し、出先でも「米原市子育て応援ガイド」を確認できるようにする。	子育て応援ガイドを活用しながら、市内のサービスを利用される保護者も増えてきた。子育て関係機関が互いの支援事業について情報共有しながら市全体での子育て支援につなげる。	安心して子育てをしてもらうための支援としての情報提供ツールのひとつであり、市内の子育て支援情報が網羅されているので有効的である。	2:継続	保育幼稚園課
Ⅱ-3-① 子育て支援センター事業	市内4か所に地域子育て支援センターを設置している。あゆっこ(米原公民館) 寺子屋(長岡保育園)、はなばたけ(いぶき認定こども園)、ふたばっこ(おうみ認定こども園)。①保育室・園庭の開放 ②育児相談 ③交流事業 ④情報開示 ⑤子育てサークル等の育成・支援 ⑥訪宅活動等の活動を行う。	子育て支援センターにおける相談の件数 平成26年度実績(666件) 平成27年度実績(575件) 平成28年度実績(532件) 平成29年度目標値(500件) (件数を目標に実施する事業ではない)	子育て支援センターの機能を充実し、子育て家庭が気軽にに行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援した。 保護者との関係を築きながら、何気ない会話から相談がしやすい関係づくりにも努めた。 子育て支援センターにおける相談の件数 平成29年度実績(437件)	子育て支援センターの機能を充実し、子育て家庭が気軽にに行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援する。 子育て支援センターにおける相談の件数 平成30年度目標値(500件) (件数を目標に実施する事業ではない)	父親や祖父母にも役立つ情報を提供したり、センターの土曜開設など、男女が共に参加しやすい環境づくり等、様々なニーズに合った居場所づくりを考えていく。 核家族や県外からの転入家庭における母親の心理的負担を軽減していく。 支援センター職員および併設園職員が共通理解し、子育て支援をしていく。	父親の利用が増え、父親への子育てに役立つ情報を提供するとともに、ふたばっこでの土曜日開設など、男女が共に協力して子育て出来る環境づくり。また、一人一人の親に合った居場所や交流の持ち方、情報の選択肢を増やす。	2:継続	保育幼稚園課
Ⅱ-3-① 子育て支援センターの機能充実	親子が安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て家庭を支援する。	新設ウェブサイトにおいて、子育て支援情報を整理する。	ウェブサイトおよびメール配信において、各子育て支援センターの活動情報を提供できた。 ・毎月ごとの活動を更新して情報提供 米原げんきステーション内に子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)を開設したことを紹介するとともに、配置した職員による巡回相談をすることで、利用者と職員の関係を作り保護者が安心して相談できる、相談機能の充実に努めることができた。また、関係機関とつながり、保護者の居場所づくりとしても務めることができた。	今年度もウェブサイトと米原市防災アプリメールマガジンにおいて、各子育て支援センターの活動情報を提供する。 ・ウェブサイト(毎月更新) ・メールマガジン(毎週通信) 子育て支援センター利用者から、子育て支援情報として情報の提供方法や内容等が利用者にとってほしい情報となっているか聞きだし、今後の情報提供の在り方を検証する。	子育て支援センターなど、地域に密着した子育て支援をする必要がある。	親子が安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て家庭の支援を図る。	2:継続	保育幼稚園課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-3	子育てしやすい安心安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-①	子育てにやさしいまちづくり

推進計画 P33

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-3-① 保育サービス 充実	<p>【通常保育の実施】</p> <p>【特別支援保育の実施】</p> <p>①病児・病後児保育の実施 ②一時預かり(一時保育の実施：公立3園、民間4園) ③長時間保育の実施 ④延長保育の実施(民間保育園) ⑤休日保育の実施(米原保育園) ⑥特別支援保育体制の実施 ⑦低年齢児保育の実施</p>	<p>・保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。</p> <p>・病児・病後児保育室おおぞらを開設する。</p> <p>・体調不良児対応型病児保育を実施する。(新規2園)</p> <p>・公立園における延長保育事業の拡充の検討</p> <p>延長保育・休日保育を実施する保育園の数</p> <p>・平成26年度実績(5園) ・平成27年度実績(6園) ・平成28年度実績(6園) ・平成29年度目標値(6園)</p> <p>保育料の軽減対象者 平成29年度目標値(6400人)</p> <p>待機児童発生数 平成29年度(0人)</p>	<p>・病児・病後児保育室おおぞらにて実施(のべ人数332人)</p> <p>・体調不良児対応型病児保育を実施する。(公立1園、私立1園のべ人数607人)</p> <p>・公立園での延長保育事業実施(11月からモデル園として公立1園で実施)</p> <p>延長保育・休日保育を実施する保育園の数</p> <p>・平成27年度実績(6園) ・平成28年度実績(6園) ・平成29年度目標値(6園)</p> <p>・保育料の軽減対象者(6418人) ・待機児童発生数(11人)H29.10月現在</p>	<p>・保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをさらに推進する。</p> <p>・病児・病後児保育室おおぞらにて実施する。</p> <p>・体調不良児対応型病児保育を園にて実施する。(新規公立3園)</p> <p>・公立園における延長保育事業の拡充(新規3園)</p> <p>延長保育・休日保育を実施する保育園の数</p> <p>・平成30年度目標値(9園)</p> <p>保育料の軽減対象者 平成30年度目標値(6,500人) 待機児童発生数 平成30年度(0人)</p>	<p>病児・病後児保育については100名を超える登録者数があり、継続的な利用数がある。</p> <p>一時預かりは子育て環境の変化によって、継続的な利用がありニーズも多様化しているため、サービスの内容や日数等について見直しを図る必要がある。</p>	<p>多様な保育ニーズにこたえ地域に開かれた保育所づくりを行い、子育て家庭へ不安や緊急時への支援など、保育の専門性を活かす。</p>	2:継続	保育幼稚園課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-3	子育てしやすい安心安全なまちづくり
施策の方向	Ⅱ-3-②	家庭の教育力の向上

推進計画 P34

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-3-② 家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催	各園において、子ども・保護者、地域の実態に合わせた保育参加、親子活動、講演会および座談会等を実施する。	各園の実態に応じた事業を行い、保護者の参加を増やしていくとともに、参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の開催) ・園だより、クラス便りを通して、子どもへの関わり等を発していく。	各園の実態に応じた事業を行い、保護者へ支援および子育て支援につながった。また、講演会や座談会等を通して、子育ての楽しさを共感する機会になるとともに、保護者とともに子どもの育ちを見届ける関係も深まった。 保育参加・講演会57回(実績) 座談会22回(実績) 園だより、クラスだよりの発行(6園実績)	各園の実態に応じた事業を行い、保護者へ支援および子育て支援につながる。また、講演会や座談会等を通して、子育ての楽しさを共感する機会になるとともに参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の実施) 平成30年度保育参加・講演会の目標回数55回 座談会の目標回数25回	園では、従来から家庭の子育て力を引き出す取組を実施している。日頃の子育てを振り返り、お互いの悩みを出し合う中で保護者自身が安し、自信を持って子どもと向き合えるようになる。特に支援の必要な家庭ほど参加率が低いので、保育参加、講演会の開催の工夫をしながら多くの方に参加してもらえようとする必要がある。保護者の実態も多様化しているので、保護者の思いに寄り添う日々の関わりが大切になってくる。	男女ともに家事・育児・介護を担う能力を身に付け、固定的な役割分担のない家庭づくりにつながる。	2:継続	保育幼稚園課
Ⅱ-3-② 家庭の教育力向上	固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いに家庭生活を担っていくことの重要性の理解を促進する。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開した。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	教職員を対象にした研修の充実	男女ともに家事・育児・介護を担う能力を身に付け、固定的な役割分担のない家庭づくりにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅱ-3-② 家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催	学校・家庭・地域の連携を図りながら、男女ともに、家庭における教育力の向上に向けた支援を行う。	関係団体と連携して、家庭教育フォーラムを開催する。 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報を盛り込んだ総合通信「まいふぁみ」を発行する。 まいふぁみの発行:年間4回	関係団体と連携して、家庭教育フォーラムを開催した。 ※市子ども会連合会と連携 ■開催日 平成29年4月22日 ■参加者数:65人 ■講師 白井 俊一氏 家庭教育総合通信「まいふぁみ」を発行した。(年間3回(6月、9月、12月))	家庭での教育力向上を図るため、「家庭教育フォーラム」を開催してきたが、子育て世帯の参加が少ない、事業のゴール設定が曖昧などの課題が見えてきたことから、各地域ごとに「家庭教育カフェ」を開催し、子育て世帯の家庭教育についての状況把握を行い、事業のゴールを再設定する。	子育て・教育関係各課がそれぞれ個別で家庭教育・子育て支援事業を行っているため、横連携を図り、情報共有や、事業の集約をしていく必要がある。	男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。	2:継続	生涯学習課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり

推進計画 P36

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-4-① 外国籍市民に対する相談支援	NPO法人米原市多文化共生協会等と連携を図りながら、外国籍の方が住みやすい地域づくりを目指す。	米原市多文化共生協会と連携しながら必要な支援を行う。	相談件数 3,602件 (山東 2,370件) (多文化共生ポルトガル語通訳 690件) (多文化共生中国語通訳 542件)	NPO法人多文化共生協会と連携しながら、必要な支援をおこないます。	すべての外国籍の方が住みやすいまちにするためには、少数言語等への対応が求められるが、種類も多く、対応しきれていない。	国籍を問わず、あらゆる人が住みやすい地域づくりを進めることができる。	2:継続	人権政策課
Ⅱ-4-① 要配慮者の防災体制の充実	災害時等の緊急時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人に対する避難体制づくりを進める。	関係各課と連携し、災害時における要配慮者に対する避難体制づくりを進める。	くらし支援課を始めとする関係課と連携し、出前講座などを通じて災害時要援護者の個別支援プランの策定に向けた取り組みを進めた。	関係各課と連携し、災害時における要配慮者に対する避難体制づくりを進める。	要配慮者に限らず、災害時における避難体制づくりには、地域で日頃から顔の見える関係性作りにも努めてもらうことが大切である。	災害から受ける影響の男女の違いに配慮することなどにより、男女の人権を尊重した安全・安心の確保につながることを期待できる。	2:継続	防災危機管理課
Ⅱ-2-② Ⅱ-4-① 心配ごと総合相談	行政相談員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。	月2回開催(4会場を巡回) 広報・伊吹山テレビでの開催周知	平成29年8月30日と平成30年3月2日の2回、心配ごと相談員情報交換会・研修会開催、認知症の疾患医療センター松岡俊樹センター長による疾患理解、同センター清水美紀精神保健福祉士による認知症の理解と相談対応に大切なことを受講。年度相談件数21件。6か所の相談場所で米原げんきステーションは0件、近江公民館1件で相談件数に偏りがあった。	相談員との情報交換を密にし、市民窓口として気づきや提案を多くいただけるようにしていく。また、相談事項を関係機関につなぐ際に他職種連携が必要な場合に部署を超えてケース検討会議に報告し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。	相談者が減少傾向にあるため、他の相談窓口と連携を図っていく必要がある。	女性も含めた市民の様々な悩みや問題の解決につながり、一人で悩み孤立することがない環境づくりができます。	2:継続	くらし支援課
Ⅱ-4-① サロン活動等による居場所づくり	高齢者等の居場所づくりのため、「地域お茶の間創造事業」を推進する。また、サロン活動をサポートする社会福祉協議会との連携を図る。	地域お茶の間創造事業の推進を図るため、継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行う。 H29年度新規団体 5団体 (H33目標35団体)	地域お茶の間創造事業の推進を図るため、継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行い、新たな居場所が増加した。 ・H29年度新規団体 4団体 (新規団体3団体、新規登録団体1団体) ※お茶の間実施団体数 合計24団体	地域お茶の間創造事業の推進を図るため、リニューアルした補助金制度に基づき、お茶の間活動団体の一層拡大に努める。 ・H30年度新規団体 5団体 (H33目標 35団体)	補助金要綱を見直し、地域が取り組みやすい制度とする。	地域お茶の間創造事業継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行うことで、男女共に高齢者の居場所づくりが進む。	2:継続	くらし支援課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり

推進計画 P36

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-4-① 生活困窮者に対する自立支援施策の充実	包括的かつ継続的な相談支援を行う。 生活困窮者支援を通じた地域づくりを実施する。	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期の脱却を支援する。	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行った。支援実施に当たっては、市役所内、外部関係機関とのネットワーク構築を行い、支援を行った。 平成29年度実績 ・自立相談支援機関相談受付数 20件 ・家計相談支援事業 2件 ・就労準備支援事業 3人	生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行う。支援実施に当たっては、相談支援包括化推進員、市役所内、外部関係機関とのネットワーク構築および連携を行い、支援していく。 平成30年度実施目標 前年度より実績を上げ、SOSが出せない生活困窮者の掘り起しに努める。平成30年度より、市内の小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子教室」を学校教育課において実施する。	生活困窮者の課題は多用で複合的である。制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の問題、心身の不調、家計の問題などの多様な問題に対応できるよう地域のネットワークを構築する。	生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行うことで、男女が共に安心して豊かに暮らすことができるよう生活の安定や自立にむけることができる。	2:継続	社会福祉課
Ⅱ-4-① ひとり親家庭支援	母子父子自立支援員によるひとり親家庭に関する生活や就労等の相談の実施、DV相談。	デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。	母子父子自立支援員による相談(随時) 相談延べ件数:平成29年度 41件	相談対応:随時	人権政策課との連携	ひとり親家庭におきる困りごとの相談に応じることで、男女が共に安心して豊かに暮らすことができるよう生活の安定や自立にむけた支援を行う。	2:継続	子育て支援課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-①	社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり

推進計画 P36

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-4-① ひきこもりやニート状態にある若者に対する相談支援の充実	子ども・若者支援地域協議会の運営および関係機関等との連携	「子ども家庭相談室」「少年センター」「若者自立ルームあおぞら」「ひとり親自立支援」「里親」事業それぞれの活動充実を図るとともに、連携による効果的総合的な相談・支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・あおぞらあおぞら相談件数 85件（ひきこもり脱出3件、就労実現6件） ・無職少年対策指導員による相談（随時） 	あおぞら相談 火曜日～金曜日 平日8:30～17:15 ※対象年齢:15歳から39歳 無職少年対策指導員による相談	少年センターとの連携	引きこもりからの脱出や就労実現等の若者自立支援を行うことで、誇りと生きがいを持って人生を歩む、こうした青少年の育成に寄与する。	2:継続	子育て支援課
Ⅱ-4-① 外国籍市民に対する支援の充実	外国籍児童やその保護者に対するきめ細やかな支援体制の充実に向けて関係機関との連携を図る。	保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実する。	年度初めに、保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会等との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実させた。	年度初めに、保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実する。	外国籍児童生徒の増加に伴い、保護者対応や日本語教育の必要性が高まっている。	外国籍の方が安心・安全に米原市民として生活が送れるようになる。	2:継続	学校教育課

重点目標	Ⅱ	基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
重点課題	Ⅱ-4	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり
施策の方向	Ⅱ-4-②	在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実

推進計画 P37

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅱ-4-② 高齢者総合相談	高齢者の介護保険や生活支援等の総合的な支援を行う。	米原近江地域包括支援センターとともに、介護保険を始めとする高齢者の総合相談を行う。米原近江地域包括支援センターに、指定介護予防支援事業所を設置する。	・平成29年7月より、米原近江地域包括支援センター(米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」内に設置)において、指定介護予防支援事業所を開設した。	米原近江地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援事業所を継続して開設する。	人材(専門職(①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員))の確保が課題である。	生涯を通じ、健康で自立した社会生活を営む支援ができます。	2:継続	くらし支援課
Ⅱ-4-② 障がい者福祉事業	各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。	平成28年度に実施したニーズ調査を受けて、平成29年度中に障がい者計画および障がい福祉計画を見直し、新たな計画を策定する。	平成28年度に実施したニーズ調査を受けて、米原市障がい者計画等審議会を4回開催し、障がい者計画および障がい福祉計画を見直し、新たな計画を策定することができた。	第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。	現状の検証と、ニーズ調査を平成28年度中に実施し、課題等を整理した。平成29年度は障がい者計画および障がい福祉計画を見直した。今後は計画に基づき施策を推進する。	同じ障がい者の中でも、男性に比べて女性が置かれている厳しい状況に対する理解を深められる。	2:継続	社会福祉課
Ⅱ-4-② 発達障がい者の支援	発達障がい者の支援を図るため、巡回相談、親子教室を実施する。	親子教室開催:毎月2回実施 巡回相談:年24回 発達しょうがい等の課題のある乳幼児の早期発見、早期対応に取り組む。	・親子教室開催:22回実施、147組 ・発達支援センター相談件数:年間437件 ・乳幼児発達検査:212件 ・児童、成人の発達検査:30件	・親子教室の直営実施 ・巡回相談を通じての保幼小中学校との連携強化 ・市内高校、庁内への啓発	発達支援センターや親子教室の体制が確立していない。運営会議等で健康福祉部、こども未来部、教育委員会等の関係機関との横断的な検討が必要となる。	巡回相談、親子教室を実施することで家族の精神的不安解消を図り、発達障がい者の支援が図れます。	2:継続	健康づくり課
Ⅰ-4-② 労働雇用対策事業(企業内同和対策事業ほか)	・米原市事業所内校正採用選考・人権啓発担当者及び米原市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員を対象に研修会を開催する。 ・「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」期間中に米原駅前において、街頭啓発を実施する。 ・企業事業所訪問を7月に実施する。	・お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 ・採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。	同和問題についての正しい理解と就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、市内企業・事業所への人権啓発や、窓口担当者などを対象に人権研修会等を開催しました。 ①街頭啓発 7月4日実施 場所:米原駅自由通路 ②企業事業所窓口担当者および啓発推進班員合同研修会 6月29日開催 参加75人 ③企業訪問 7月1日～31日 企業数91社	・お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 ・採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。	・依然として採用試験時に不適切な質問等が行われている実態があり、引き続き人権尊重の理念に基づく取り組みを図る必要がある。	・男女がお互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境が形成される。	2:継続	商工観光課

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の尊重
施策の方向	Ⅲ-1-①	男女共同参画を推進するための学習環境づくり

推進計画 P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-1-① 男女共同参画 に対する学習 機会の提供	男女共同参画のテーマに沿った 講演会等を企画、提供する。	人権政策課、男女共同参画セン ター、生涯学習課(人権教育推進 協議会)が連携し、学習機会の提 供を行う。	女性活躍推進フォーラム2017と して開催 H29年度 開催日 9月9日 講師 白井 文 (ドーン財団 業務執行理事)	第2回きらめき人権講座と共 催で、女性活躍推進フォーラ ムを開催 H30年度 8月31日(金) 講師 大西祥世 (立命館大学教授)	各関係と連携してよりよい学習機 会の提供に努める。	男女共同参画に関する市民の 学習ニーズに応えるための資 料・情報を提供できる。	2:継続	人権政策課
Ⅲ-1-① ハートフル・ フォーラムの開 催	ハートフル・フォーラム(地区別 懇談会)の開催 人権啓発教材の視聴、意見交 流、講演会、ワークショップ等を通 じて地域での人権学習を実施す る。	地域での人権問題の早期解消を 図るため、各自治会でハートフル・ フォーラムを実施していただく。 ハートフル・フォーラム実施自治会 数、参加人数 平成29年度:88自治会(82.2%) 2,800人(目標) ハートフル・フォーラム未実施の自 治会に対し、実施依頼の呼びかけ を行う。 ハートフル・フォーラムで男女共同 参画を学習テーマとして実施した ことがある自治会の割合(過去5年 間の累計) 平成26年度 2.3%(実績) 平成27年度 2.3%(実績) 平成28年度 1.2%(実績) 平成29年度 3.0%(目標)	地域での人権課題の早期解消を 図るため、各自治会と共催でハ ートフル・フォーラムを開催した。 平成29年度:85自治会(79.4%) 2,510人(実績) 出前講座や外部講師、ワーク ショップやDVD等を活用いた だき、自治会に合った方法で、人権 学習の機会を創り出すことが できた。 ハートフル・フォーラムで男女共 同参画を学習テーマとして実施し たことがある自治会の割合(過去 5年間の累計) 平成26年度 2.3%(実績) 平成27年度 2.3%(実績) 平成28年度 1.2%(実績) 平成29年度 0.0%(実績)	ハートフル・フォーラム実施自 治会数、参加人数 平成30年度:88自治会 (82.2%)2,800人(目標) DVDフォーラムだけでなく、 様々な学習方法の提案を行 う。 人権協担当者による出前講 座を積極的に活用いただける ように、呼びかけを行ってい く。 ハートフル・フォーラムで男女 共同参画を学習テーマとして 実施したことがある自治会の 割合 平成30年度 3.0%(目標)	ハートフル・フォーラムの実施方法 がマンネリ化している。ハートフル・ フォーラムを実施する自治会と実 施しない自治会が固定化されてい る。人権マップや人権クイズ、人権 落語や出前講座等様々な学習方 法を紹介していく必要がある。	身近な地域社会で市民が話し 合いを中心とした学習を行うこと により、人権について正しく理解 し、人権尊重の意識を持ち、一 人ひとりが正しい性の認識を図 ることができる。	2:継続	生涯学習課
Ⅲ-1-① 図書館業務	男女共同参画社会に関する資料 を収集整備し、市民に提供する。	男女共同参画分野の資料を新た に収集し、所蔵して市民に提供し ていく。	男女共同参画分野を含む家族問 題・男性問題・女性問題に関する 資料(分類367)を新たに50冊収 集し、市民に提供した。	男女共同参画分野の資料を 新たに収集し、所蔵して市民 に提供していく。	男女共同参画に関する蔵書を整 備・構築していくため、市民の学習 ニーズを把握するための情報収集 を継続して実施していく必要があ る。	男女共同参画に関する市民の 学習ニーズに応えるための資 料・情報を提供できる。	2:継続	図書館

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の尊重
施策の方向	Ⅲ-1-①	男女共同参画を推進するための学習環境づくり

推進計画 P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-1-① 県内男女共同参画センターの紹介	県内の男女共同参画センター情報のパネル掲示や、チラシなどを配布する。	常に県内男女共同参画センターの広報誌やチラシ・パネルを掲示する。	県内の男女共同参画センターと連携を密にし、それぞれの事業やイベントに相互が参加し合い、得た様々な情報を館内や関係機関に掲示し市民に周知した。また来館者にも配布した。	男女共同参画社会の構築について多くの方々に知っていただくために、県内の男女共同参画センターと協力し様々な方法を模索し市民に周知する。	全市民に掲示している事をS・Cだよりなどで周知しても、目に留めない人に対する対応が、どの項目についても同じだが課題である。	県内の各センターの取組等を紹介することで、男女共同参画への意識を高め、一人でも多くの参加者に事業に参加いただくことが期待できる。	2:継続	男女共同参画センター
Ⅲ-1-① S・Cプラザだより	定期的に発行しているセンター通信にて、男女共同参画についての情報を載せる。	当センターで実施する事業・イベントの情報や結果を掲載し、男女共同参画事業の周知を図る。月1回は発行する。	毎月発行する「S・Cだより」に男女共同参画センター事業や男女共同参画に係わる内容のコメント等を掲載した。	平成29年度同様「S・Cだより」を有効利用し男女共同参画センターおよび事業等について周知する。	回覧では情報が家庭に留まらないため、漏れなく全市民に周知できる方法を検討する必要がある。	S・Cだよりを回覧物で目にする人に何気なく読んでもらうことで、男女共同参画の用語やイベントに対して、「知っている」という人が増えていく可能性がある。	2:継続	男女共同参画センター
Ⅲ-1-① 男女共同参画関連図書	G-netしがの大きな図書館の蔵書を一部各市男女共同参画センターに貸し出し、男女共同参画関連図書に興味を持ってもらう。3か月に1回、季節ごとに入れ替える。	G-netより定期的に借用していたが、今年度より月に数冊程度書籍を購入し、市民に貸し出すこととした。購入することにより所有する書籍を充実させることができる。	定期的に関係図書の購入を行なうことができなかった。次年度は計画を立て実施していきたい。	貸出し図書スペースを考慮し、数カ月に一度数冊の関係図書を購入し、市民の方々の多く読んでいただけるようにする。また貸し出しも容易に行えるようにする。	S・Cの書棚は規模が小さく、今後書物を購入し冊数を増やすに当たり、整理し保管する場所の確保が必要となる。	G-netしがの存在を知ってもらうことや、普段は手に取らないような本のタイトルを見て新鮮さを感じてもらおう事、また、より多くの市民が読むことによって男女共同参画の新しい視点を獲得してもらおう。	2:継続	男女共同参画センター

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の尊重
施策の方向	Ⅲ-1-②	園、学校等における男女共同参画の推進

推進計画 P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-1-② 人権研修・男女平等にかかわる就学前教育	子どもへの暴力防止プログラム(教職員ワークショップ) 園内研修会(人権研修) 全員研修会 就学前講座 園内公開保育および研究協議会(事例研を含む)の開催する。	・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 ・平成26年度実績(10園) ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度目標値(10園) ※統合整備計画に基づく想定園数	保育所・幼稚園・認定こども園における児童虐待防止に関する研修会(CAP)の実施園数(12園実績) 各園における人権研修の実施(6園 実績) 各園における園内研究の実施(6園 実績) ジェンダーに捉われないよう保育環境に努める保育者自身の意識も高まりつつある。 人権感覚を磨く、各種研修会に参加 ・滋賀県人権保育研究集会や連続講座 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研修集会 ・CAP職員ワーク 等	・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度目標値(10園) ・平成30年度目標値(11園)	保護者向け研修や保育参加等への父親の参加も増加している(子育てへの関心)。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。	CAPの教職員ワークに参加し、事例検討する等、保育実践に向けた職員の意識啓発、資質の向上を図る。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。	2:継続	保育幼稚園課
Ⅲ-1-② 児童会活動、生徒会活動	望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。	・児童会生徒会役員が男女を問わず選出され活動できるような、特別活動を学校において実施する。	学校生活の充実と向上を図るため、各校の特色を生かし、生徒の主体的な活動が推進されている。	・児童会生徒会役員が男女を問わず選出され活動できるような、特別活動を学校において実施する。	役員に限らず、児童会活動、生徒会活動のあらゆる場面に置いて、性別による固定的な役割分担意識を払拭することを目指す。	固定的な性別役割分担意識の払拭につながる。	2:継続	学校教育課

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-1	お互いを尊重しあうための教育の尊重
施策の方向	Ⅲ-1-②	園、学校等における男女共同参画の推進

推進計画 P39

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-1-② キャリア教育・ 職場体験実習	豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う。	中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施する。	中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施した。	中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施する。	将来の進路選択に具体的に生かせる体験学習の工夫	すべての中学生が、キャリア教育や職場体験学習を実施することで、女性の社会進出や、職種による性的固定概念の払拭につながる。また、女性の職場と思われがちな職場へ男子生徒が赴くことで、職業における男女共同参画意識が高まる。	2:継続	学校教育課
Ⅲ-1-② 男女共同参画に関する学習 男女雇用機会均等法の学習 男女共同参画に関する研修	各教科や道徳・学活・総合的な学習の時間を使い、男女共同参画社会の理念にたったジェンダーにとらわれない社会を実現する児童・生徒を育成する。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 H25年度実績 81.0% H26年度実績 62.5% H27年度実績 80.0% H28年度実績 82.5% H29年度目標 85.0%	副読本を2年生対象に配布し、活用した。小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 H25年度実績 81.0% H26年度実績 62.5% H27年度実績 80.0% H28年度実績 82.5% H29年度実績 80.0%	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 H30年度目標 85.0%	教職員を対象にした研修の充実	副読本の活用により、男女共同参画の理念にたった教育を推進することができる、また、教職員が進んで男女共同参画に関する研修に参加することにより、資質の向上を図ることができる。	2:継続	学校教育課

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-2	多様性の尊重
施策の方向	Ⅲ-2-①	多文化への理解と共生の取組

推進計画 P41

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-2-① 外国語通訳設置事業、翻訳版広報の発行	外国籍市民の生活支援を図るため、NPO法人米原市多文化共生協会にポルトガル語と中国語の翻訳、通訳業務を委託する。	毎月1回広報を発行(H29年度) H29年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。	毎月1回広報を発行(H29年度) 中国語 ポルトガル語	毎月1回広報を発行(H30年度)	平成21年度からポルトガル語2人、中国語1人通訳を設置し、市内の主な公共施設で外国語表記案内板も設置済。しかし、少数言語等の翻訳等に対応できておらず、課題となっている。 外国語版広報は平成22年度から発行し、ウェブサイトには平成24年度から掲載しています。ポルトガル語と中国語の2言語のみの対応なので、少数言語等への対応が課題となる。	多様な価値観を認めあう社会が男女共同参画であることを認識し、外国人の悩みを解決する手助けとなり、ほかの市民と同じく施策や制度が活用できるようになる。	2:継続	人権政策課
Ⅲ-2-① 多文化共生事業・多文化共生協会支援事業	国籍や民族などが異なる外国籍市民との共生社会の実現を目指した取組を推進する。	日本語教室の開催や各種交流事業などを実施(委託)する。 日本語教室における外国籍市民参加者数 H28年度 267人 H29年度 280人	米原・山東の2会場で日本語教室を実施 開催回数 59回 外国籍市民参加者数 290人	日本語教室における外国籍市民参加者数 外国籍市民参加者数目標 290人	事業委託が円滑に行われ、外国籍市民へのサービスの質を落とさないことが求められます。	早く日本語を覚え、円滑な情報伝達や交流を図り、異なる文化を理解することで、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現が期待できる。	2:継続	人権政策課

重点目標	Ⅲ	多様性の尊重と共生のまちづくり
重点課題	Ⅲ-2	多様性の尊重
施策の方向	Ⅲ-2-②	性的少数者についての意識啓発

推進計画 P41

実施事業名	事業内容	平成29年度 実施目標	平成29年度 実施状況	数値目標	事業実施上の問題点、今後の課題等	男女共同参画の視点からみた効果	取組状況	担当課
Ⅲ-2-② 性的マイノリティに関する普及啓発	性的マイノリティへの理解浸透を促すための啓発活動を行う。	関係する講演会等の企画考案を行い、開催に向けた準備を行う。	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数(過去5年間) H27年度までの実績 0回	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数 H32年度までの目標 3回 H30年度、SCプラザで講演会開催	内容が複雑なため、正しい情報取得を行い、各位に展開していく必要がある。	性的マイノリティに関する正しい理解を深め、一人一人がお互いの多様性を尊重する意識を育てることができる。	2:継続	人権政策課
Ⅲ-2-② 性的マイノリティに関する普及啓発	全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会発信することや、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど「カミングアウト」しなくとも安心できる体制づくりをめざす。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	小中学校において、講師を招いた講演や授業の中で性の多様性について取り扱った。	各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。	教職員を対象にした研修の充実	性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような人的環境、物的環境づくりにつながる。	2:継続	学校教育課
Ⅲ-2-② 性的マイノリティに関する普及啓発	性的少数者に対する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を啓発する。	性的少数者に対する正しい理解を深めるため、講習会等により、家庭や学校、地域社会などにおける理解の浸透を図る。 出前講座の実施(随時) 関係する講演会等の企画を考案し、開催に向けた準備を行う。	平成29年度実績は特になし	平成30年度は、米原市人権総合センターと共催で、「LGBT」をテーマにしたハートフル・フェスタを開催する。	性的マイノリティに関する正しい理解を深め、一人一人がお互いの多様性を尊重する意識を育てることが必要である。	男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。	2:継続	生涯学習課

地域における男女共同参画を促進しましょう！

～なぜ今、男女共同参画社会を目指すのか？～

現在、我が国は世界に類を見ない高齢社会を迎えています。厚生労働省の調査によると、2015年に全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、働き盛りの世代3人で1人の高齢者を支える社会となりました。このような中、家族の介護等を理由に離転職する人が年間10万人に達しています。

男女のライフスタイルが多様化する中、介護や子育ても含め、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女性を問わず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要です。

「男女共同参画社会」と聞いて、どのような社会を想像しますか？

身近な、学校、職場、地域、家庭で次のようなことがないか考えてみましょう。



学校では…

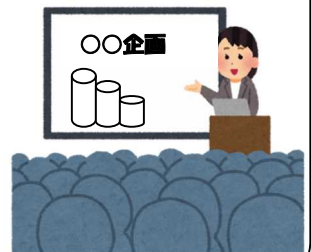
- 「女の子だから」「男の子だから」と言って、子どもの可能性の芽をつみ取っていませんか？



性別に関わりなく、リーダーの役割を担い、多様な進路を選択するなど、一人ひとりの個性を大切にした教育が求められています。

職場では…

- 女性の役割を固定的に考えていませんか？
- 男性は家庭生活とのバランスはとれていますか？



女性も個人の能力を発揮するとともに、男女が共に仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランスが求められています。

地域では…

- 地域活動の中で、男性が要職につくべき、リーダーになるべきと決めつけていませんか？



男女が共に要職につき、リーダーとして活躍し、一人一人の意見が尊重される地域活動が求められています。男女がともに積極的に参画することが大切です。

家庭では…

- 仕事と家庭（家事、育児、介護など）での役割について、男女で分担を決めていませんか？



「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家族で家事や育児、介護を支え合うことが求められています。

連絡先

米原市役所 総務部人権政策課 〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
電話 0749(52)6629、Fax0749(52)4539、E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp

裏面もご覧ください。

世界では・・・

☆ジェンダーギャップ指数

各国における男女格差を測る指数

世界における日本のランキングは

114位/144か国中

(特に管理職や専門職の比率、政治的参加率が低い)

(世界経済フォーラム 2017 より)

指導的地位への女性登用の遅れ

米原市では・・・

☆自治会の正副会長の女性登用数

5人/107自治会中 (米原市：2018. 4. 1)

☆女性議員の人数

2人/18人中 (米原市：2018. 4. 1)

意思決定レベルに女性がいないければ、女性の立場を反映したルールが作られにくい!



**自治会への女性の
参画が必要!**

自治会活動などに女性が参画することのメリット

- ① 高齢者や子育てへのきめ細かな支援ができる。
- ② 避難所運営等、災害現場での女性目線での配慮ができる。
- ③ 女性ならではの視点で改革ができ、地域の活性化が期待できる。
- ④ 日頃から地域と密接に関わっているため、生活者としての知識が豊富。

◇ 女性が地域活動に参画するためには、男性の意識改革が必要です。

【最大の課題は、働き方】

6歳未満の子を持つ夫婦、家事・育児に費やす

1日当たりの時間

() うち育児の時間 単位：時間

国名	夫	妻
日本	1:23 (0:49)	7:34 (3:45)
アメリカ	3:10 (1:20)	5:40 (2:18)
イギリス	2:46 (1:00)	6:09 (2:22)
スウェーデン	3:21 (1:07)	5:29 (2:10)
ドイツ	3:00 (0:59)	6:11 (2:18)

総務省「社会生活基本調査」(平成 28 年)

日本では

★女性にのしかかる**重い家庭生活責任**
=育児は「女性の仕事」

★男性への**重い仕事や経済的責任**
=長時間労働によって、父親が子どもと過ごす時間が奪われてきた。



**固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族で支え合うことが求められています。
みなさんも一緒に男女共同参画を推進していきましょう!**

滋賀県データにみる比較 女性が自治会の代表または副代表の割合

平成29年4月1日現在

女性が代表または副代表である自治会の割合

(平成29年4月1日現在)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

※県全体 3,339自治会中
402自治会 (12.0%)

- 15%以上
- 10%以上 15%未満
- 5%以上 10%未満
- 0.1%以上 5%未満
- 0%



資料：滋賀県資料

地域における参画の状況を示す指標として、女性の代表または副代表のいる自治会の割合を、平成32年度までに17.0%とすることを掲げています。市部を中心に徐々に増えてはいるものの、平成29年4月1日現在は12.0%と、道半ばの状況です。住みよい地域社会を築くためには、男女双方の視点を生かして、共に地域づくりに参画することが、ますます大切になっています。



平成28年4月1日現在

女性が代表または副代表である自治会の割合

(平成28年4月1日現在)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

※県全体 3,352自治会中
315自治会 (9.4%)

- 15%以上
- 10%以上 15%未満
- 5%以上 10%未満
- 0.1%以上 5%未満
- 0%



資料：滋賀県資料

地域における参画の状況を示す指標として、女性の代表または副代表のいる自治会の割合を、平成32年度までに17.0%とすることを掲げています。市部を中心に徐々に増えてはいるものの、平成28年4月1日現在は9.4%と、道半ばの状況です。住みよい地域社会を築くためには、男女双方の視点を生かして、共に地域づくりに参画することが、ますます大切になっています。

